平成２８年度

阿見町外部評価報告書

平成 29 年 2 月

阿見町外部評価委員会

目　次

１．　外部評価委員会の概要 1
　１-１．　背景 1
　１-２．　目的 1
　１-３．　設置 1
２．　委員会の進め方 2
　２-１．　内部評価 2
　２-２．　対象事業の選定 2
　２-３．　事業ヒアリング 3
　２-４．　対応方針作成（担当課） 3
　２-５．　報告書作成 3
３．　各事務事業の評価結果 4
　３-１．　町民の森指定奨励事業 6
　３-２．　公園緑地整備事業 10
　３-３．　公共下水道整備事業 14
　３-４．　経営所得安定対策事業 18
　３-５．　遊休農地解消・農地集積事業 22
　３-６．　防犯対策事業 26
　３-７．　消費行政推進事業 30
　３-８．　動物愛護事業 34
　３-９．　リサイクル事業 38
４．　平成２８年度の成果 42
　４-１．　取組方針の改善 43
　４-２．　指標の見直し 42
５．　３年間の総括 44
　５-１．　外部評価委員会による効果 44
　５-２．　今後に向けた課題 50
６．　提言 53
７．　資料 55
　７-１．　外部評価委員会要綱 55
　７-２．　委員名簿 56
　７-３．　会議開催の経過 57

1. 外部評価委員会の概要

1-1. 背景

地方自治体における行政改革の考え方は、社会保障や施設修繕などの経費拡大が将来に渡って財政を圧迫する状況が差し迫ってきた平成の初期頃から広まった。その一方、低迷する経済状況の中、税金の使われ方に対する住民側からの関心の高まりを受け、行政の説明責任がより一層問われるようになった。このような背景から、行政の施策展開にあたって事務事業の必要性や有効性を検討・評価する「行政評価システム」の導入が、平成 10 年代より全国の自治体に広がった。

当町においても、平成 13 年度改定の行政改革大綱において行政評価システムの検討を開始し、一部試行を経て、平成 18 年度から本格導入している。近年では行政評価の取り組みが町職員に十分浸透してきた一方で “マンネリ化”という課題が発生している。

町では、行政評価において外部からの視点を取り入れ、評価の客観性・透明性を高めるとともに、行政評価制度そのものの議論をいっそう深め、改善につなげたいと考えるようになった。

1-2. 目的

現在実施されている行政評価の運用において、職員にとって単純作業と化しているのではないか、行政内部における評価がお手盛り評価に落ち着き、改善効果が停滞しているのではないかという懸念がある。

外部評価委員会では、町が実施している事務事業評価（「内部評価」）における評価の過程をチェックすることにより、ＰＤＣＡサイクルの徹底、職員の意識向上、内部評価の精度向上を図り、町の行政評価における課題の解決に寄与することを目的としている。

1-3. 設置

阿見町外部評価委員会要綱に基づき、平成 26 年 6 月 18 日、外部評価委員会が設置された。

表１．委員名簿

役　職	氏　名	備　考
委員長	山口　忍	学識経験者（茨城県立医療大学看護学部教授）
副委員長	白岩　雅和	学識経験者（茨城大学農学部教授）
	橋本　英之	民間企業の経営について専門的な知識を有する者（町監査委員）
	齋藤　光子	民間企業の経営について専門的な知識を有する者（町商工会理事 就任当時）
	吉原　一行	町行政改革推進委員（就任当時）
	井上　正道	公募による町民

2. 委員会の進め方

町が実施した事務事業評価（内部評価）をもとに、下記のような流れで進行した。

図１．委員会の進め方

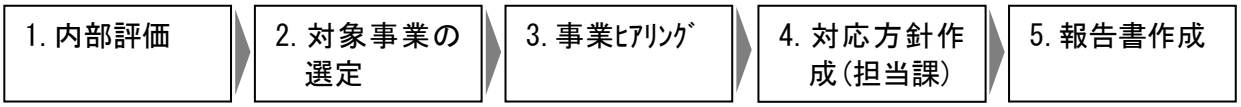

２-１．内部評価

町における内部評価として事務事業評価シート（P5 参照）が作成される。外部評価委員会においては、このシートを基本的な資料として議論を行う。なお、事務事業評価シートから読み取れない部分や事業の全体像について、担当課に対して補足資料の作成を依頼し、参考とした。

２-２．対象事業の選定

委員の任期である平成 26 年度から平成 28 年度の３年間で、概ね各課１事業を対象とすることを念頭に事業の選定を行った。また、平成 28 年度においては 9 事業とした。

（選定の過程）

500 程度の事務事業から 9 事業を選定するため、ある程度の機械的な絞り込みが必要となった。一定の基準により絞り込みを行った上で、対象事業を選定した。

① 事業開始から 10 年以上経過している事業、事業費が 100 万円以上の事業、事業仕分けの対象とならなかった事業　※対象事業が極端に絞られてしまう課があるため、これらの基準はあくまで原則である

② 委員の任期である平成 26～28 年度の３年間を見越し、総合計画の体系により３つに分類（下図参照）

③ 平成 28 年度対象事業の候補として①②から絞り込まれた事業（50 程度）から 9 事業を選定

図２．第 6 次総合計画体系

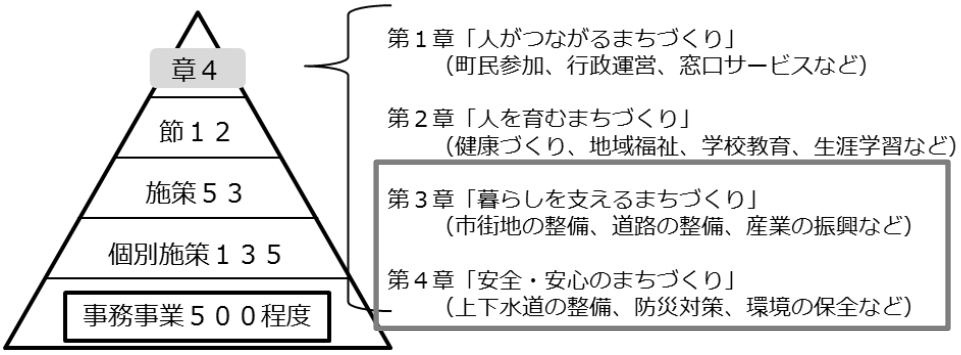

２-３．事業ヒアリング

１回の会議において、３事業の評価を実施した。時間配分としては１事業につき５０分とし、下図の進行の通り実施した。議論の過程は議事概要として記し、町ホームページに公開した。

ヒアリングにあたっては、６つの観点（※）を設け、担当課による説明及び質疑応答を通して、各項目における内部評価の過程や根拠等を確認した（下図①～②）。

最終的に、各項目について妥当かどうかの判定を行った（下図③）。

図３．事業ヒアリングのフロー

※評価の観点
- 目的に対する手段
- 活動指標
- 成果指標
- 方向性
- 業務改善
- 取組方針（改善方針）

①担当課による説明
事業の概要や要点、課題や取り組み状況などを説明 ― 5分程度

↓

②質疑応答
・委員から評価の判断材料として質疑、議論
・シートを各自記入 ― 30分以内

↓

③評価
・各委員がどのような評価をしたか、擦り合わせ
・事務局で結果を記録 ― 10～15分

２-４．対応方針作成（担当課）

すべての事業ヒアリング終了後、評価結果や指摘事項を受け、担当課は対応方針を作成した。

２-５．報告書作成

委員会開催の過程や評価結果をまとめ、町の行政評価に対する提言を加えた「外部評価委員会報告書」を委員会において作成した。

3. 各事務事業の評価結果

表２．各事務事業の評価結果

※「〇」妥当である　「×」妥当でない。分数は全委員のうち「妥当である」と評価した委員の数を表す。

※各事務事業の評価内容については、Ｐ６以降に掲載。

	①目的に対する手段	②活動指標	③成果指標	④方向性	⑤業務改善	⑥取組方針（改善方針）
町民の森指定奨励事業	× 3/6 ※担当課見直し有	〇 4/6	〇 4/6	× 1/6 ※担当課見直し有	× 2/6 ※担当課見直し有	× 2/6 ※担当課見直し有
公園緑地整備事業	〇 6/6	〇 4/6	〇 4/6	〇 6/6	〇 6/6	〇 5/6
公共下水道整備事業	〇 6/6	〇 6/6	〇 5/6	〇 6/6	〇 6/6	〇 6/6
経営所得安定対策事業	〇 4/6	〇 6/6	× 3/6 ※担当課見直し有	〇 6/6	〇 6/6	〇 5/6 ※担当課見直し有
遊休農地解消・農地集積事業	〇 6/6	〇 4/6 ※担当課見直し有	× 2/6 ※担当課見直し有	〇 4/6	〇 6/6	〇 5/6 ※担当課見直し有
防犯対策事業	〇 6/6	× 1/6 ※担当課見直し有	× 2/6 ※担当課見直し有	〇 6/6	〇 6/6	〇 5/6 ※担当課見直し有
消費行政推進事業	〇 6/6	〇 5/6	× 0/6 ※担当課見直し有	〇 4/6 ※担当課見直し有	〇 6/6	〇 6/6 ※担当課見直し有
動物愛護事業	〇 5/6	〇 5/6	〇 5/6	〇 4/6	〇 5/6	〇 4/6 ※担当課見直し有
リサイクル事業	〇 6/6	〇 6/6	〇 6/6	〇 5/6	〇 4/6	〇 6/6 ※担当課見直し有

※担当課においては委員会での評価を受け、評価内容や事業の改善等について見直しを行った。なお、「妥当である」の評価となった項目についても、委員会における意見を踏まえて担当課で見直しを行った項目も見られた。

【評価の観点】

事 サンプル シート

H 28 年度

事務事業名	町民の森指定奨励事業		…地の維持管理
新規・継続	継続	事業開始年度	
根拠法令等	あり	阿見町景観条例	

①目的に対する手段
「成果目的」に対して、「事業内容」が妥当であるかどうか。

1. 事業の概要

【事業内容】
市街化区域内あるいは市街化区域に隣接する位置にあり，うるおいある市街地景観を維持するために必要があると認められる平地林を町民の森に指定する。
指定後は、里親団体による良好な状態での維持管理を行っていく。
町民の森として指定した区域の土地所有者に対しては、指定奨励金を支給する。

【成果目的】
町の特徴的景観でもある平地林等の貴重な市街地のみどりを保全し、うるおいある市街地景観を創出する。

2. 活動指標と成果指標

	指標名	単位	説明	H26 目標	H26 実績	H27 目標	H27 実績		
活動指標	町民の森指定更新件数	件	契約更新件数	9	9	9	9		
	里親協議	回	里親団体の活動申請、実績報告等	4	4	4	4	4	4
成果指標	町民の森面積	㎡	町民の森の指定を受けた面積	20,056	20,056	20,05	20,05		
	里親活動回数	回	維持管理活動が行われた回数	24	43	24	61		

②活動指標
行政資源を投入して、どれだけの活動を行うのか、あるいはどれだけの行政サービスを提供するのかを表す指標。
⇒その指標の設定、数値目標の設定が妥当であるかどうか。

③成果指標
行政活動の結果、「受益者」がどのような影響（成果）をどれだけ受けたかを表す指標。「事業目的」の実現状況を数値で測定するための尺度。
⇒その指標の設定、数値目標の設定が妥当であるかどうか。

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
1,228,632	1,228,632	1,230,000

	[種別]	[金額]	[内容]
決算内訳	補助金	1,203,360	町民の森指定奨励金
	需用費	25,272	上水道使用料

(2) 歳入

H26年度(決算)		
歳入内容		
歳入	0	0
計	1,281,162	1,265,403
町民1人当たり	約 27円	約 26円

(3) 人件費（時間）

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員（時間内）	30	52,530	21	36,771
正職員（時間外）		0		0
臨時職員		0		0
その他				
合計	30	52,530	21	36,771

④方向性、⑤業務改善、⑥取組方針（改善方針）
成果や事業費、事業における課題などを踏まえ、今後の予算・人的資源の方向性について検討し、担当課が記入。
⇒事業を的確に評価した上で検討されたものとなっているか、事業の成果や課題などを踏まえて判断が妥当であるかどうか。
方向性：「現状の規模で継続」、「拡大して継続」、「縮小して継続」、「休廃止」、「終了」、「他事業と統合」
業務改善：「大幅に改善」、「一部改善」、「改善の必要なし」

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

町民の森指定による市街地等の平地林の保全が図られており、里親制度により適正に管理された森は町民の憩いの場として良好な状態が保たれている。

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性	現在指定している町民の森の規模及び管理状況を、将来にわたり市街地の貴重な樹林地として保持してく。
現状の規模で継続	
業務改善	町民の森となっている樹林地の所有者及び管理活動を行っている里親に対し、引き続き理解と協力が得られるよう働きかけていく。
改善の必要なし	

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

町民の森の土地所有者及び里親に対し、当該事業の趣旨を理解いただきながら協力を求め、市街地等の貴重な樹林地を将来にわたり存続させるため、土地使用貸借の契約及び里親協定の継続を進める。

3-1. 町民の森指定奨励事業

3-1-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	町民の森指定奨励事業			総合計画個別施策コード／名	3232	公園・緑地の維持管理
新規・継続	継続	事業開始年度	H15	担当課	都市計画課	
根拠法令等	あり	阿見町景観条例				

1. 事業の概要

【事業内容】

市街化区域内あるいは市街化区域に隣接する位置にあり，うるおいある市街地景観を維持するために必要があると認められる平地林を町民の森に指定する。
指定後は、里親団体による良好な状態での維持管理を行っていく。
町民の森として指定した区域の土地所有者に対しては、指定奨励金を支給する。

【成果目的】

町の特徴的景観でもある平地林等の貴重な市街地のみどりを保全し、うるおいある市街地景観を創出する。

2. 活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26	H27	H28	H29
				目標	目標	目標	目標
				実績	実績		
活動指標	町民の森指定更新件数	件	契約更新件数	9	9	9	9
				9	9		
	里親協議	回	里親団体の活動申請、実績報告等	4	4	4	4
				4	4		
成果指標	町民の森面積	㎡	町民の森の指定を受けた面積	20,056	20,056	20,056	20,056
				20,056	20,056		
	里親活動回数	回	維持管理活動が行われた回数	24	24	24	24
				43	61		

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
1,228,632	1,228,632	1,230,000

↓

決算内訳

[種別]	[金額]	[内容]
補助金	1,203,360	町民の森指定奨励金
需用費	25,272	上水道使用料

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
0	0	0

歳入内容:

(3) 人件費(時間)

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員(時間内)	30	52,530	21	36,771
正職員(時間外)		0		0
臨時職員		0		0
その他				
合計	30	52,530	21	36,771

(4) 町民1人当たりコスト (事業費＋人件費－歳入)

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	1,228,632	1,228,632
人件費	52,530	36,771
小計	1,281,162	1,265,403
歳入	0	0
計	1,281,162	1,265,403
町民1人当たり	約 27円	約 26円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

町民の森指定による市街地等の平地林の保全が図られており、里親制度により適正に管理された森は町民の憩いの場として良好な状態が保たれている。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性	現在指定している町民の森の規模及び管理状況を、将来にわたり市街地の貴重な樹林地として保持してく。
現状の規模で継続	
業務改善	町民の森となっている樹林地の所有者及び管理活動を行っている里親に対し、引き続き理解と協力が得られるよう働きかけていく。
改善の必要なし	

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

町民の森の土地所有者及び里親に対し、当該事業の趣旨を理解いただきながら協力を求め、市街地等の貴重な樹林地を将来にわたり存続させるため、土地使用貸借の契約及び里親協定の継続を進める。

3-1-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	3/6 → ×	・景観を創出すると言いながらそこに力が入っていない。
活動指標	4/6 → ○	
成果指標	4/6 → ○	・里親活動回数は活動指標ではないか。 ・町民の憩いの場、市街地の樹林地としての指標を設けるべき。
方向性	1/6 → ×	・目的がはっきりしない（景観のみで利用者の観点が無い） ・景観を目的としてそれに向かっているというのは分かるが、それだけでは事業を行う意味が理解できないため、休廃止か終了。利用者の観点を入れて整備を盛り込むのであれば拡大して継続。 ・子どもたちが利用できるようにして欲しい。 ・公園緑地等の事業との統合が考えられる。
業務改善	2/6 → ×	・町民の森を利用している町民は、それほど多くはない。
取組方針（改善方針）	2/6 → ×	・事業の効果は高くない。 ・5 年契約ごとの契約更新時における年間奨励金の見直しに触れて欲しい。 ・町民の利用についての内容が見えない。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・利用者は二の次で、町民の森を森として維持するために地代を町が全部負担するという発想は見直しが必要。阿見町は東京23区に比べればはるかに緑が多い。23区と同じ発想で緑を保全していくというのはどうかと思う。目的からすると公園を作った方が良いのでは。緑を残すこと自体が町民の福祉に役に立つから利用はしてもらわなくても良いということか。
・中央の町民の森は、周りの道路に面した部分は全部家が建っている。看板は立っているが、道路から入口を数メートル入って奥の方に看板があり、なかなか入口が分からないため、町民の森を広く知らしめようという努力も感じられない。ベンチもないし、積極的に他の人に利用してもらおうというものではない。1か所が 60 万円、2か所で 120 万円くらいなら、他の事業で民間の敷地に生垣を奨励しているが、そちらを奨励した方が良いのでは。景観は人によってどう見えるかは違うが、屋根越しに木が生えているのが見える景観が美しいという風には、自分は感じない。
・町でベンチなどの整備をしているが、その維持管理費が計上されていない。予算のほとんどを土地所有者に充てる形になっている。目的が景観形成だとしても、利用者目線だとしても、町が整備したものを維持するための予算が確保されておらず、土地所有者に払う奨励金だけというのは不自然。どういう方向に持っていきたいのか。
・町民にとってこういうものがあって良かったというのが無ければ、景観が良ければ良いと行政側だけが言っていても仕方ない。整備内容に散策路とか書いてある以上は、町民がなるべく向いてくれるような形にすべき。

その他の意見（ヒアリングシートにおける自由記載）

・所有している人のために補助金を出して支援するという面も見える。

3-1-3. 担当課による対応方針

平成28年度 外部評価結果に対する対応方針

事業名	町民の森指定奨励事業	担当課	産業建設部都市計画課

1. 目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果: **妥当でない**　事業内容の見直し: **有り**

担当課の考え方	「緑の保全だけでなく、町民の足が向くような形にするべき」といった意見があったため、周知・啓発に努めるとともに、町民の森が安全及び快適に使用できるよう施設の維持管理並びに整備に必要となる予算を確保し、施設の適正管理に努める。

2. 指標

活動指標

外部評価結果: **妥当である**　活動指標の見直し: **無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	町民の森指定更新件数	件	契約更新件数	9	9	9	9
	里親協議	回	里親団体の活動申請、実績報告等	4	4	4	4

				H26	H27	H28	H29
来年度	町民の森指定更新件数	件	契約更新件数	9	9	9	9
	里親協議	回	里親団体の活動申請、実績報告等	4	4	4	4

担当課の考え方	妥当であると評価を得たため、現行通りとする。

成果指標

外部評価結果: **妥当である**　成果指標の見直し: **無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	町民の森面積	㎡	町民の森指定を受けた面積	20,056	20,056	20,056	20,056
	里親活動回数	回	維持管理活動が行われた回数	24	24	24	24

				H26	H27	H28	H29
来年度	町民の森面積	㎡	町民の森指定を受けた面積	20,056	20,056	20,056	20,056
	里親活動回数	回	維持管理活動が行われた回数	24	24	24	24

担当課の考え方	妥当であると評価を得たため、現行通りとする。

3. 事業の方向性

			現行の方向性		方向性の見直し	（見直し後の方向性）
方向性	外部評価結果	妥当でない	現状の規模で継続	▶	内容改善	
	担当課の考え方	「利用者の観点がない」、「子供が利用できるようにして欲しい」といった意見があったため、樹林地の保全を前提としながらも、利用し易い施設への対策を進める。				

			現行の業務改善		業務改善の見直し	（見直し後の業務改善）
業務改善	外部評価結果	妥当でない	改善の必要なし	▶	有り	一部改善
	担当課の考え方	「町民の森を利用している町民は多くない」という指摘があったことから、HPや町広報紙を利用し、町民の森の周知・啓発に努める。				

4. 取組方針

				取組方針の見直し
取組方針（改善方針）	外部評価結果	妥当でない	▶	有り

現行の取組方針

町民の森の土地所有者及び里親に対し、当該事業の趣旨を理解いただきながら協力を求め、市街地等の貴重な樹林地を将来にわたり存続させるため、土地使用貸借の契約及び里親協定の継続を求める。

▶

【評価結果を踏まえた今後の取組方針】

市街地等の貴重な樹林地を存続させるという、当初の目的を維持しつつ、その恩恵をなるべく多くの町民が享受できるように、利用者増につなげる対策を里親等と話し合い、施設の改善等を検討する。

3-2. 公園緑地整備事業

3-2-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	公園緑地整備事業			総合計画個別施策コード／名	3231	身近な公園・緑地の整備
新規・継続	継続	事業開始年度	S45	担当課	道路公園課	
根拠法令等	あり	都市公園法、阿見町都市公園条例、第6次総合計画、都市計画マスタープラン				

1. 事業の概要

【事業内容】

都市公園の全体計画(36箇所 47.7h)の内，21箇所 35.5haが整備済みであり，残りの15箇所 12.2haの都市公園について整備を推進していく。
【内訳】
街区公園 全体27箇所8.7ha 整備済14箇所3.7ha 未整備13箇所5ha
近隣公園 全体8箇所16.5ha 整備済6箇所12.5ha 未整備2箇所4ha
都市基幹公園 全体1箇所 22.5ha 整備済 19.3ha 未整備3.2ha

【成果目的】

公園緑地を整備することによって,潤いのある安全で安心できる緑豊かな都市環境の形成を図りる。
また,地域のニーズに合った公園づくりを推進し，地域住民の心豊かな住生活に寄与する。

2. 活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26 目標 / 実績	H27 目標 / 実績	H28 目標	H29 目標
活動指標	都市公園整備面積	ha	町全体の都市公園面積	35.0 / 35.0	35.5 / 35.5	36.3	37.1
活動指標	ワークショップ開催数	回	地域住民参加による開催数	4 / 4	0 / 0	3	1
成果指標	都市公園整備率	%	整備済面積/全体計画面積(47.7ha)	73.3 / 73.3	74.4 / 74.4	76.1	77.7
成果指標	町民一人あたり面積(目標10㎡/人)	㎡	都市公園整備面積/都市計画区域人口	7.3 / 7.3	7.4 / 7.4	7.6	7.7

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
293,498,506	76,682,206	135,106,000

↓

[種別]	[金額]	[内容]
委託料	1,404,000	公園台帳作成委託料
工事請負費	75,114,000	ふれあいの杜公園整備
負担金	110,400	水道加入分担金、協議会負担金
その他	53,806	事業用消耗品

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
255,855,000	65,400,000	133,902,000

歳入内容: 交付金、起債、県負担金

(3) 人件費(時間)

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員(時間内)	1,480	2,591,480	995	1,742,245
正職員(時間外)	49	107,249	44	96,305
臨時職員		0		0
その他				
合計	1,529	2,698,729	1,039	1,838,550

(4) 町民1人当たりコスト (事業費＋人件費－歳入)

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	293,498,506	76,682,206
人件費	2,698,729	1,838,550
小計	296,197,235	78,520,756
歳入	255,855,000	65,400,000
計	40,342,235	13,120,756
町民1人当たり	約 840円	約 273円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

本事業は年次計画により,段階的に整備し順調に成果が現れている。今後も，早期に良好な都市環境の形成を図るため，計画通り事業を推進する必要がある。又，地域のニーズに合った公園を整備するため，今年度に実施する公園設計業務において，ワークショップによる町民との協働作業により公園計画を策定していく。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性 / 現状の規模で継続	都市公園については，吉原地区の公園整備を目標通りに実施し，吉原地区の整備完了後については，その他の地域状況や財政状況を勘案しながら，整備の方針を検討していく。
業務改善 / 改善の必要なし	吉原地区の良好な都市環境の形成を図るため，年次計画のとおり公園整備を推進していく。

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

平成30年度を目途に吉原地区の公園整備を完了させ，良好なまちづくりに寄与する。
そのため,平成28年度においては，複数公園の設計及び公園の整備を実施する。

3-2-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	6/6 → ○	
活動指標	4/6 → ○	・ワークショップの回数を指標としているが、回数の問題ではない。 ・目標がゼロというのは再考が必要。
成果指標	4/6 → ○	
方向性	6/6 → ○	
業務改善	6/6 → ○	・ワークショップ等で利用状況を押さえるなどの改善が必要。 ・利用者の観点を入れていくという前提で妥当。
取組方針（改善方針）	5/6 → ○	・目標 10 ㎡／人を目指すのであれば長期計画が必要では。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・町の行政は、町民の福祉向上が目的であって、整備されていれば良いというものでもない。公園はあるが利用者はいないというように、宝の持ち腐れになっては意味が無い。町民の方が利用して満足してくれるから価値があるのであり、公園の数があり、面積があったとしても、利用する人がいなくては行政にならない。時々アンケートをとるとか、何らかの形で成果指標に組み込むべき。

・利用者数を把握しにくいということは分かるが、36 か所の公園のうち、1 週間でも良いと思うので、ある時間を決めて人数を数えるなど、夏と冬では違うなどあると思うが、定点を決めて利用者を把握していけば、利用状況が分かるのでは。

・ワークショップについて、整備する段階で住民の意見を吸い上げるというのは大事だと思うが、公園を作ってみて、住民の方が使ってみたらこうだったという意見が出れば、次の場所で活かせる。計画と結果は合わせて考えるという観点が必要。

・年度間で大きく差が出ている。全体をみて毎年これくらいの費用で整備していこうというものではなく、大きく差が出ては財政部局も困るのでは。

・取組方針は、H30を目途とあるが、成果指標では 1 人当たり 10 ㎡にするというのが目標。このペースでは 44 年くらいかかる計算。将来の計画は立っているのか。

その他の意見（ヒアリングシートにおける自由記載）

・利用者視点について検討の必要性あり。
・公園緑地整備事業だけでなく、利活用、維持運営事業もセットで考えることが必要。

3-2-3. 担当課による対応方針

平成28年度 外部評価結果に対する対応方針

事業名	公園緑地整備事業	担当課	産業建設部道路公園課

1. 目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果: **妥当である**　　事業内容の見直し: **無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の事業内容を継続する。

2. 指標

活動指標

外部評価結果: **妥当である**　活動指標の見直し: **無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	都市公園整備面積	ha	町全体の都市公園面積	35.0	35.5	36.3	37.1
	ワークショップ開催数	回	地域住民参加による開催数	4	0	3	1

				H26	H27	H28	H29
来年度	都市公園整備面積	ha	町全体の都市公園面積	35.0	35.5	36.3	37.1
	ワークショップ開催数	回	地域住民参加による開催数	4	0	3	1

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、活動指標は現行通りとするが、今後は利用状況の確認及び改善方針を検証するため公園完成後のワークショップ開催を検討する。

成果指標

外部評価結果: **妥当である**　成果指標の見直し: **無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	都市公園整備率	%	整備済面積/全体計画面積	73.3	74.4	76.1	77.7
	町民一人あたり面積（目標10㎡/人）	㎡	都市公園整備面積/都市計画区域人口	7.3	7.4	7.6	7.7

				H26	H27	H28	H29
来年度	都市公園整備率	%	整備済面積/全体計画面積	73.3	74.4	76.1	77.7
	町民一人あたり面積（目標10㎡/人）	㎡	都市公園整備面積/都市計画区域人口	7.3	7.4	7.6	7.7

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、成果指標は現行通りとする。

3. 事業の方向性

方向性	外部評価結果	妥当である	現行の方向性：現状の規模で継続 ▶	方向性の見直し：無し	（見直し後の方向性）
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現状の規模で事業を継続していく。			
業務改善	外部評価結果	妥当である	現行の業務改善：改善の必要なし ▶	業務改善の見直し：無し	（見直し後の業務改善）
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現状の規模で事業を継続していくが、公園の利用人数や利用状況について把握するべきとの意見があったため、公園完成後のワークショップ開催を含めその方法を検討する。			

4. 取組方針

取組方針（改善方針）	外部評価結果	妥当である ▶	取組方針の見直し：無し	
	現行の取組方針	平成30年度を目途に吉原地区の公園整備を完了させ、良好なまちづくりに寄与する。そのため平成28年度においては、複数の設計及び整備を実施する。	▶	【評価結果を踏まえた今後の取組方針】 平成30年度を目途に吉原地区の公園整備を完了させ、良好なまちづくりに寄与する。そのため平成28年度においては、複数の設計及び整備を実施する。また、平成30年度以降の整備計画については、荒川本郷地区や新市街地を形成する地区のまちづくりの進捗を見極めながら、計画的に整備を推進していく。

3-3. 公共下水道整備事業

3-3-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	公共下水道整備事業			総合計画個別施策コード／名	4121	公共下水道の整備
新規・継続	継続	事業開始年度	S54	担当課	上下水道課	
根拠法令等	あり	下水道法				

1. 事業の概要

【事業内容】

【汚水】全体計画面積2,462ha のうち事業認可面積の1,280haにおいて、下水道管渠の整備を行う。現在は既成市街地内の整備はほぼ完了し、新市街地である荒川本郷地区及び吉原区画整理地内の汚水管渠の整備を進めている。
【雨水】新市街地である荒川本郷地区(187.5ha)及び吉原区画整理地(160.8ha)で調整池や雨水管渠の整備を進めている。

【成果目的】

【汚水】下水道の普及率を高め、清潔で快適な住環境の構築、公衆衛生の向上、河川・霞ヶ浦等の公共用水域の環境保全を図る。
【雨水】市街地に降った雨水を速やかに排除し、市街地での水害を防止し良好な住宅環境を作り出す。また、下流河川への負担を軽減し河川氾濫を防ぐ。

2. 活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26	H27	H28	H29
				目標	目標	目標	目標
				実績	実績		
活動指標	汚水管渠整備延長	m	下水道管渠の整備延長(年度ごと)	7,700	4,560	5,130	3,120
				6,912	8,060		
	汚水整備面積	ha	下水道整備済区域面積(積み上げ)	1,020	1,045	1,070	1,095
				1,020	1,047		
成果指標	下水道整備率	%	下水道を利用できる面積の割合(整備済面積／全体計画面積)	41.0	42.0	42.8	43.1
				41.4	42.5		
	下水道処理人口普及率	%	下水道を利用できる町民の割合(汚水整備人口／行政人口)	68.6	68.7	68.8	68.9
				68.6	68.7		

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
1,375,788,479	1,209,847,310	983,588,000

↓

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
1,297,322,000	1,153,055,300	897,229,000

歳入内容: 社会資本整備総合交付金、公共下水道事業債、県負担金

決算内訳

[種別]	[金額]	[内容]
委託料	1,009,480,102	測量設計監理委託料、業務(吉原区画整理工事)委託料他
工事請負費	199,691,620	下水道工事、調整池整備工事
その他	675,588	需用費、賃借料、補償費

(3) 人件費(時間)

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員(時間内)	3,819	6,687,069	2,206	3,862,706
正職員(時間外)	613	1,341,704	454	993,693
臨時職員		0	7	5,600
その他				
合計	4,432	8,028,773	2,667	4,861,999

(4) 町民1人当たりコスト (事業費＋人件費－歳入)

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	1,375,788,479	1,209,847,310
人件費	8,028,773	4,861,999
小計	1,383,817,252	1,214,709,309
歳入	1,297,322,000	1,153,055,300
計	86,495,252	61,654,009
町民1人当たり	約 1,802円	約 1,284円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

現在の阿見町は新市街地への先行投資型の事業であるため、事業量に比べて成果は上がっていない。しかし、新市街地の整備が進めば、民間開発の誘導や住宅数の増加に繋がるため成果は遅れて表れてくることになる。特に吉原区画整理地においてはH31に一気に供用開始となるため、整備量に比して整備率は上がっていない。(現時点では費用対効果が表れてこない。)
全体的な事業費を抑制するために、国庫補助金を最大限に活用するとともに、他種の工事と同時に施工したり、低コストな工法を採用するなどして工事費を抑制する工夫を続ける。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性	吉原区画整理地内の整備は平成31年度で完了するが、それ以降は年次計画にて荒川本郷地区や工業団地等の市街化区域内の下水道整備を進める。
現状の規模で継続	
業務改善	引き続き国庫補助金の動向に注意し効率よく補助金を受けるとともに、他工事との工程調整や低コスト工法の研究を継続する。
改善の必要なし	

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

【汚水】平成47年度までに下水道普及率を82.5%にする。県への工事委託により吉原区画整理地内の下水道整備を進めるとともに、荒川本郷地区の幹線町道への下水道整備を進める。【雨水】平成32年度までに荒川本郷地区内の調整池を暫定形で完成させる。年次計画により調整池整備工事を進める。【その他】ストックマネジメントの導入による施設の長寿命化計画を策定し、LCCの低減を図る。

３-３-２．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	6/6 → ○	
活動指標	6/6 → ○	
成果指標	5/6 → ○	・全国平均を下回っている現状では妥当でない。 ・長期計画を立てているとのことなので、それに対して順調ならば妥当。 ・20 年間で 82.5%とあり、町民の目線では早く達成して欲しいが、予算を勘案してということなので、着々と進めてもらえれば良いと思う。
方向性	6/6 → ○	
業務改善	6/6 → ○	
取組方針（改善方針）	6/6 → ○	・長寿命化計画に基づき対応すべき。 ・説明資料に「ストックマネジメント導入施策の長寿命化計画を策定し、LCCの低減を図る」とあったので、ぜひ取り組んで欲しい。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・市街化区域での普及率が全国的なレベルと比べてどうなのか把握しておくべき。
・取組方針の中で、H47までに下水道普及率を 82.5%にするとあるが、これから 20 年かけて8割にするという考え方だと思う。それが妥当なのか。長期計画で 10 年は社会状況が変化するから長すぎると言われていて、せめて 5 年か 7 年くらいでという考え方もある。20 年後で目標を立てるというのは、下水道の業界では普通なのか。
・下水道が多くなるほど、年間の保守・メンテが増える。町の予算が少ない中で年間 1000 万円以上増えていくのは大きい。
・阿見町の公共下水道は水道事業とは違い、どれくらい利益が出ているか、利用料が適正かどうかを厳密に分析することはできない。H30までに企業会計にするということなので、当然赤字だとは思うが、どのくらいの赤字かと言うのがはっきりする。
・成果目的にある「河川・霞ヶ浦等の公共用水域の環境保全」について、下水道が管理されていないと異臭がするとか、その土地の中で苦情があるとか、霞ヶ浦からの水質の改善が図られているのかとか、そういったことを指標にできないか。

3-3-3. 担当課による対応方針

平成28年度 外部評価結果に対する対応方針

事業名	公共下水道整備事業	担当課	上下水道課

1. 目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果：**妥当である**　　事業内容の見直し：**無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の事業内容を継続する。

2. 指標

活動指標

外部評価結果：**妥当である**　　活動指標の見直し：**無し**　　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	汚水管渠整備延長	m	下水道管渠の整備延長(年度ごと)	7,700	4,560	5,130	3,120
	汚水整備面積	ha	下水道整備済区域面積(積み上げ)	1,014	1,026	1,053	1,059

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	汚水管渠整備延長	m	下水道管渠の整備延長(年度ごと)	7,700	4,560	5,130	3,120
	汚水整備面積	ha	下水道整備済区域面積(積み上げ)	1,014	1,026	1,053	1,059

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の活動指標とする。

成果指標

外部評価結果：**妥当である**　　成果指標の見直し：**無し**　　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	下水道整備率	%	下水道を利用できる面積の割合(整備済面積／全体計画面積)	41.2	41.7	42.8	43.1
	下水道処理人口普及率	%	下水道を利用できる町民の割合(汚水整備人口／行政人口)	68.6	68.7	68.8	68.9

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	下水道整備率	%	下水道を利用できる面積の割合(整備済面積／全体計画面積)	41.2	41.7	42.8	43.1
	下水道処理人口普及率	%	下水道を利用できる町民の割合(汚水整備人口／行政人口)	68.6	68.7	68.8	68.9

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の成果指標とする。

3. 事業の方向性

		現行の方向性		方向性の見直し	（見直し後の方向性）
方向性	外部評価結果	妥当である	現状の規模で継続 ▶	無し	
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現状の規模・方向性のまま継続する。			
		現行の業務改善		業務改善の見直し	（見直し後の業務改善）
業務改善	外部評価結果	妥当である	改善の必要なし ▶	無し	
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たが、下水道整備率が全国平均を下回っていることについて指摘があったため、常に効率的な下水道整備方法やコストダウンについての研究や最大限の国庫補助金活用により、下水道整備率が上がる工夫を続ける。			

4. 取組方針

取組方針（改善方針）	外部評価結果	妥当である ▶	取組方針の見直し：無し
	現行の取組方針	【汚水】平成47年度までに下水道普及率を82.5％にする。県への工事委託により吉原区画整理地内の下水道整備を進めるとともに、荒川本郷地区の幹線町道への下水道整備を進める。 【雨水】平成32年度までに荒川本郷地区内の調整池を暫定形で完成させる。年次計画により調整池整備工事を進める。 【その他】ストックマネジメント手法を踏まえた施設の長寿命化計画を策定し、LCCの低減を図る。	▶
	【評価結果を踏まえた今後の取組方針】	荒川本郷地区等の新市街地の土地利用状況（宅地化の状況）を踏まえながら取組方針を決定し、最小限の投資で効率よく町の定住促進に寄与できるよう、効果的に事業を進める。	

3-4. 経営所得安定対策事業

3-4-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	経営所得安定対策事業			総合計画個別施策コード／名	3311	農業振興支援策の充実
新規・継続	継続	事業開始年度	H22	担当課	農業振興課	
根拠法令等	あり	阿見町生産調整推進対策事業補助金交付要綱				

1. 事業の概要

【事業内容】
経営所得安定対策制度の周知・普及に努める。
また、その目的に沿う形で、阿見町内で一定の面積以上の転作を進めている農業者に対して助成を行う。

【成果目的】
販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付し、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、食料自給率の向上を目指す。

2. 活動指標と成果指標

	指標名	単位	説明	H26 目標	H26 実績	H27 目標	H27 実績	H28 目標	H28 実績	H29 目標	H29 実績
活動指標	転作面積	㎡	主食用米を除く確認面積	3,020,000	3,259,000	3,419,000	3,536,773	3,613,000		未定	
活動指標	加工用米契約数 H26より新規需要米	袋	1袋あたり30kg	3,000	8,539	10,100	12,619	13,010		未定	
成果指標	生産目標数量	ha	市町村作付配分面積を目標とする	514	525	508	504	498		未定	

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
10,732,495	5,333,170	8,650,000

↓

決算内訳

[種別]	[金額]	[内容]
補助金	2,155,710	加工用米
補助金	636,990	団地加算・豆類
補助金	992,140	団地加算・地力増進作物
補助金	1,548,330	団地加算・そば

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
0	0	0

歳入内容:

(3) 人件費(時間)

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員(時間内)	816	1,428,816	192	336,192
正職員(時間外)	174	380,843	37	80,984
臨時職員	1,735	1,388,000	1,759	1,407,200
その他				
合計	2,725	3,197,659	1,988	1,824,376

(4) 町民1人当たりコスト (事業費＋人件費－歳入)

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	10,732,495	5,333,170
人件費	3,197,659	1,824,376
小計	13,930,154	7,157,546
歳入	0	0
計	13,930,154	7,157,546
町民1人当たり	約 290円	約 149円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

2の内容としては、平成16年から生産数量目標の配分を開始して以来、初めて超過作付が解消されました。また、生産目標数量が年々減少しているため、H28はさらに過剰作付の解消が必要となる。取組み方針としては、新規需要米・そば・麦大豆への転換、不足要望がある野菜等を陸田で作付するなどが考えられる。
3の内容としては、農業再生協議会事務員として臨時職員を継続して雇用したことにより、さらなる事務の効率化が図られた。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性 現状の規模で継続	国が策定する平成30年産からの需給見通し等を踏まえつつ、需要に応じた生産が行える状況になるよう継続する。
業務改善 一部改善	戦略作物(新規需要米・麦・大豆・そば)の団地化及び、需要に応じた野菜類の産地化を進める。

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

県・産地交付金の配分動向を踏まえて、町補助金の配分を改善する。

3-4-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	4/6 → ○	
活動指標	6/6 → ○	
成果指標	3/6 → ×	・事業名と成果指標の内容が異なる。 ・所得安定が目的の事業のため、「こういうことを実施した」というのが成果ではない。 ・農家の経営所得が安定したというのを何かしら把握できるものを探すべき。 ・国の示したものでなくても、実際に農家の方と接している自治体の職員が、この部分で農業の経営安定が分かるというのを探し、国に上げていくという動きも作って欲しい。
方向性	6/6 → ○	
業務改善	6/6 → ○	
取組方針（改善方針）	5/6 → ○	・転作促進の改善を記載すべき。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・成果目的に、「戦略作物への作付転換を促し」とあるが、促した結果が成果指標に入っていない。生産調整の目標が504ha とあるのは良いが、戦略作物の結果が入っていなかった。取組方針に「県・産地交付金の配分動向を踏まえて」というのも良いし、町補助金の配分を有効に活用するというのも良いこと。今後の取り組み方針としては単なる事業費の改善や配分だけでなく、転作の促進を入れて欲しかった。目的は農家を衰退させず、米の調整は必要だが、それに対して農家の所得が増えるような別の施策を行うことが当たり前。そこが無かった。
・転作面積の目標に対してどうなったかというのが成果だと思う。活動指標の目標・実績は活動しようとしたものに対する目標にして、得られたものは成果指標で良いと思う。
・もともと米を作るということと転作するということはそれぞれの目標を立て、それが達成できたかどうかが活動指標で、最終目標は食糧自給率の向上に資さなければならないので、それがどれだけ達成できたかが成果指標ではないか。
・国から言われた分まで減らし、残った分は転作しているというのは、町の方針としては良いが、最終的には農家の人が安定した形で農業を続けていけるか、次の世代の人が望んで来るかというのを確立する政策なのでは。転作した結果として収入が下がったとしたら、そういう指標が無ければ町は知らないということになってしまう。転作したから町としてはちゃんとやったということになるが、その結果として収入が減ってしまっては成果にならない。
・阿見町の農業収入としてどうだったかということを指標としなくていいのか
・転作したことで売れないとか、売れるようにするために別のところを整えていかなければならなくて負担が大きかったとか、転作することでの満足感、経営の安定感などは1件1件から把握したり、見聞きしたりしていないのか。
・転作することが負担になると農家が減っていく。農家の存続に大きくつながる事業なので、農家の方の暮らしぶりであったり、転作して所得は減ったけれど良かったと思えるならば来年につながる。
・この事業の結果、満足したかどうかでも良い。収入だけではないかもしれない。これなら息子に託すことができるというものでも良い。そういうものを反映せず、国に従って実施しましたというのが成果ではないと思う。

3-4-3. 担当課による対応方針

平成28年度 外部評価結果に対する対応方針

事業名	経営所得安定対策事業	担当課	農業振興課

1. 目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果: **妥当である**　事業内容の見直し: **無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の事業内容を継続する。

2. 指標

活動指標

外部評価結果: **妥当である**　活動指標の見直し: **無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	転作面積	ha	主食用米を除く確認面積	302	341	361	未定
	加工用米契約数 H26より新規需要米	袋	1袋あたり30kg	3,000	10,100	13,010	未定

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	転作面積	㎡	主食用米を除く確認面積	302	341	361	未定
	加工用米契約数 H26より新規需要米	袋	1袋あたり30kg	3,000	10,100	13,010	未定

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、項目は現行通りとする。

成果指標

外部評価結果: **妥当でない**　成果指標の見直し: **有り**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	生産目標数量	ha	市町村作付配分面積を目標とする	514	508	498	未定

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	主食用作付面積	ha	市町村作付配分面積を下回る目標とする	524	504	483	未定
	新規需要米作付面積	ha	市町村取組面積を上回る目標とする	45	72	80	未定

担当課の考え方	妥当でないとの意見があったため、市町村作付配分面積を下回ることで、米価の安定を確保し、新規需要米に取り組むことで、安定した所得を確保する。

3. 事業の方向性

			現行の方向性		方向性の見直し	（見直し後の方向性）
方向性	外部評価結果	妥当である	現状の規模で継続	▶	無し	－
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、需要に応じた生産が行える状況になるよう継続する。				

			現行の業務改善		業務改善の見直し	（見直し後の業務改善）
業務改善	外部評価結果	妥当である	一部改善	▶	無し	－
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、戦略作物の団地化及び、需要に応じた野菜類の産地化を進める。				

4. 取組方針

取組方針（改善方針）

外部評価結果	妥当である	▶	取組方針の見直し：有り

現行の取組方針

県・産地交付金の配分動向を踏まえて、町補助金の配分を改善する。

▶

【評価結果を踏まえた今後の取組方針】

転作促進の改善を記載すべきとの意見を受け、県・産地交付金の配分動向を踏まえて、戦略作物（新規需要米・麦・大豆・そば）を団地化する。また、茨城県野菜研究会が平成25年度に京浜地域の卸会社31社に対してアンケートを実施した結果、茨城県で生産拡大を図ることを目的とした8品目の提案がされ、阿見町では、要望がある野菜類（里芋、ブロッコリー、馬鈴薯）を産地化するため、町補助金の配分を改善する。

3-5. 遊休農地解消・農地集積事業

3-5-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	遊休農地解消・農地集積事業			総合計画個別施策コード／名	3314	耕作放棄地の活用
新規・継続	継続	事業開始年度	H15	担当課	農業委員会事務局	
根拠法令等	あり	農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業法				

1. 事業の概要

【事業内容】

①町内農地を踏査することにより、遊休農地の状況を把握する(農地利用状況調査)。 ②遊休農地の所有者に管理状況を確認し、適正な管理を促すとともに、耕作状況の動向を収集する。 ③麦種子の配布調整。 ④農地のあっせん・仲介。 ⑤促進法に基づく利用権設定。

【成果目的】

遊休農地の状況を把握かつ解消を図ることで農村環境を維持する。また、農業経営基盤強化促進法に基づいた利用権設定を推進・有効活用することで、農地の適正管理及び農地集積の促進を図る。

2. 活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26 目標 / 実績	H27 目標 / 実績	H28 目標	H29 目標
活動指標	農地利用状況調査	ha	農地利用状況を把握するために調査を行った面積	2,665 / 2,665	2,643 / 2,643	2,630	2,620
活動指標	農地利用意向調査	件	遊休農地の所有者へ利用意向調査を発送した件数	100 / 70	100 / 0	100	100
成果指標	貸借の設定面積	ha	利用権設定及び中間管理事業を利用している面積	380 / 379	400 / 479	500	510
成果指標	遊休農地面積	ha	遊休農地面積	990 / 994	995 / 996	995	995

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
199,481	31,425,850	195,000

↓

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
0	31,351,700	0

歳入内容: 農地集積委託金、機構集積協力金

決算内訳

[種別]	[金額]	[内容]
需用費	74,150	土壌風食防止用麦種子代
賃金	1,021,700	一般事務賃金
補助金	30,330,000	地域集積協力金

(3) 人件費(時間)

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員(時間内)	127	222,377	190	332,690
正職員(時間外)	11	24,076	41	89,739
臨時職員		0	1,251	1,000,800
その他				
合計	138	246,453	1,482	1,423,229

(4) 町民1人当たりコスト (事業費+人件費−歳入)

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	199,481	31,425,850
人件費	246,453	1,423,229
小計	445,934	32,849,079
歳入	0	31,351,700
計	445,934	1,497,379
町民1人当たり	約 9円	約 31円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

利用権等の活用により農地の適正管理及び農地集積を継続的に推進していく。遊休農地等に関しては、利用意向調査の実施、適正管理指導の強化等により遊休農地解消に向けた取り組みを強化する。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性 / 現状の規模で継続	農地利用状況調査及び農地利用意向調査は毎年実施するものであり、今後とも着実に実施していくこととする。
業務改善 / 一部改善	農地利用状況調査及び農地利用意向調査とも、調査後の農地台帳システムへの入力が不完全であるので、農地利用の適正化のために農地を詳細にデータ管理することが必要である。

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

遊休農地の発生防止並びに解消を推進するためには、意欲のある担い手への集積を進める必要があることから、今年度においても基盤法による利用権設定、中間管理法による中間管理機構の活用等を図っていくこととする。

3-5-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	6/6 → ○	
活動指標	4/6 → ○	・意向調査を全件行うべき。 ・今後、全件調査することを期待して「○」。 ・意向調査自体は1回であり、農業委員会自体が活動した回数が活動指標になる。
成果指標	2/6 → ×	・遊休面積だけでなく、その解消を指標にすべき。 ・遊休農地解消が目的のため、自ら耕作するということも評価して良い。 ・集積について、何件あったかという指標を入れてはどうか。
方向性	4/6 → ○	・内容に集積等を進めることを含めるべき。 ・農地集積総合支援事業を統合してはどうか。 ・遊休農地の解消・活用を入れるべき ・農家の意識を変えなければ進まないため、広く周知する方策を講じるべき。
業務改善	6/6 → ○	
取組方針（改善方針）	5/6 → ○	・集積後の使い道の検討も必要ではないか。中間管理機構で集積した先について、集めた農地をどういうふうに使っていくかを含めて考えるべき。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・中間管理機構を活用するのは当たり前だが、これを活用して、阿見町として遊休農地の減少化を図っていくというものでは。
・遊休農地を減らすために、1000ha あるうち、5 年後に 500ha にするなど、何とかしなければいけない。阿見町は土地としては良くなかったが苦労して開墾された土地。遊休農地をそのままにしておくのではなく、少しでも活用して欲しい。
・人件費、事業費も増えているが遊休農地は 994 から 996 であまり変わっていない。これを減らすのがこの事業の目的。事業費をかけただけ本来は画期的に変化があるはずだと思うが。
・活動指標に発送した件数 100 件とあるが、これは件数であって、調査自体は1回だと思うので、活動指標とは違う。例えば中間管理機構の制度の説明会を何回行ったとか、そういったものでは。
・農地の利用状況調査は 100 件しか行わないようだが、毎年全世帯を対象に行うべきだろう。
・集積するだけを成果としなくても良いのでは。今は休んでいるけれど自分でやっていきたいという考えを持っている農家に対しては、遊休を解消するというのが第一で、次の段階として集積。
・成果指標には、呼びかけをした結果として、遊休だったものを自ら興そうとしたというのを示す項目を一つ入れても良いのでは。
・遊休農地解消と農地集積のどちらに重点を置いているのか。

3-5-3．担当課による対応方針

平成28年度　外部評価結果に対する対応方針

事業名	遊休農地解消・農地集積事業	担当課	農業委員会事務局

1．目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果：**妥当である**　　事業内容の見直し：**無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、本事業名どおり遊休農地の調査（農地利用状況調査及び農地利用意向調査）を行い、農地集積事業（利用権の設定及び中間管理制度）により遊休農地の発生防止と解消に取り組んでいく。

2．指標

活動指標

外部評価結果：**妥当である**　　活動指標の見直し：**数値変更**　　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	農地利用状況調査	ha	農地利用状況を把握するために踏査を行った面積	2,665	2,643	2,630	2,620
	農地利用意向調査	件	遊休農地の所有者へ利用意向調査を発送した件数	100	100	1,000	100

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	農地利用状況調査	ha	農地利用状況を把握するために踏査を行った面積	2,665	2,643	2,630	2,620
	農地利用意向調査	件	遊休農地の所有者へ利用意向調査を発送した件数	100	100	3,000	100

担当課の考え方	意向調査について、国県から市街化区域の農地も対象とする旨の指示があったことなどから、実際の発送件数が2,924件となったため数値の変更を行った。 また、全件調査は平成28年度のみとし、次年度以降は例年どおり新規発生分が調査対象との指示があったため、平成29年度は当初の予定どおり100件とした。

成果指標

外部評価結果：**妥当でない**　　成果指標の見直し：**有り**　　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	貸借の設定面積	ha	利用権設定及び中間管理事業を利用している面積	380	400	500	510
	遊休農地面積	ha	遊休農地面積	990	995	995	995

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	遊休農地解消面積	ha	遊休農地から耕作地に移行した面積	1	2	2	2
	農地集積面積	ha	利用権設定及び中間管理事業を利用している面積	380	400	500	520

担当課の考え方	事業名を遊休農地解消及び農地集積としていることから、指標名を事業名に合わせわかりやすくするとともに、質疑応答で提案のあった遊休農地の解消を示す項目を計上した。

3. 事業の方向性

方向性	外部評価結果	妥当である	現行の方向性：現状の規模で継続 ▶	方向性の見直し：無し	（見直し後の方向性）
	担当課の考え方	国の農政の指示として、年度により遊休農地の調査対象件数が異なるが、農地利用状況調査及び農地利用意向調査は毎年実施するものであり、今後とも着実に実施していくこととする。			
業務改善	外部評価結果	妥当である	現行の業務改善：一部改善 ▶	業務改善の見直し：無し	（見直し後の業務改善）
	担当課の考え方	農地利用状況調査及び農地利用意向調査とも調査後の農地台帳システムへの入力が不完全であるので、農地利用の適正化のために農地を一筆ごとにデータ管理していくよう改善していく。			

4. 取組方針

取組方針（改善方針）

外部評価結果：妥当である ▶ 取組方針の見直し：有り

現行の取組方針

遊休農地の発生防止並びに解消を推進するためには、意欲のある担い手への集積を進める必要があることから、今年度においても基盤法による利用権設定、中間管理法による中間管理機構の活用等を図っていくこととする。

▶

【評価結果を踏まえた今後の取組方針】

遊休農地の発生防止並びに解消を推進するためには、新規就農者の発掘・支援、自作を継続支援することが大切である。さらに、意欲のある担い手への集積を進めることが営農上効率的かつ安定経営につながり経営基盤強化という効果が大きいことから、今年度においても基盤法による利用権設定及び中間管理法による中間管理制度の活用を図っていくこととする。

3-6. 防犯対策事業

3-6-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	防犯対策事業			総合計画個別施策コード／名	4252	安全な地域づくりのための環境整備
新規・継続	継続	事業開始年度	S44	担当課	交通防災課	
根拠法令等	あり	生活安全条例、地域防犯活動支援事業要綱				

1. 事業の概要

【事業内容】

警察署及び防犯連絡員協議会、自警団の協力を得て、街頭キャンペーン、広報活動、青色防犯パトロール、防犯教室等の啓蒙啓発活動を行い、町民が自主的に実施する防犯活動を支援し、地域を守る。

【成果目的】

地域における犯罪を未然に防止するため，自主的な安全活動を推進し，安全で安心できる地域社会の実現を図る。

2. 活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26 目標	H26 実績	H27 目標	H27 実績	H28 目標	H28 実績	H29 目標	H29 実績
活動指標	青色防犯パトロール	回	青色防犯パトロールの年間実施回数	400	378	400	325	400		400	
活動指標	地域防犯活動支援件数	件	自警団への防犯用品の貸出し件数	25	25	30	18	30		30	
成果指標	自警団の結成数	組織数	自主防犯活動団体の結成数	40	37	40	38	40		43	
成果指標	犯罪発生件数	件	町内における犯罪発生件数	600	568	550	496	490		490	

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
40,034,333	17,475,796	23,884,000

↓

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
0	0	0

歳入内容:

決算内訳	[種別]	[金額]	[内容]
	需用費	11,612,916	自主防犯組織支援用品、防犯灯電気料等
	負補交	2,584,000	牛久地区防犯協会負担金、防犯灯電気料補助金等
	工事請負費	1,654,560	防犯灯新設工事
	その他	3,278,880	臨時職員1名賃金，防犯灯新設工事，切手代等

(3) 人件費(時間)

	H26年度 時間数	H26年度 人件費概算	H27年度 時間数	H27年度 人件費概算
正職員(時間内)	657	1,150,407	1,596	2,794,596
正職員(時間外)	104	227,630	168	367,710
臨時職員	447	357,600	1,905	1,524,000
その他				
合計	1,208	1,735,637	3,669	4,686,306

(4) 町民1人当たりコスト (事業費＋人件費－歳入)

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	40,034,333	17,475,796
人件費	1,735,637	4,686,306
小計	41,769,970	22,162,102
歳入	0	0
計	41,769,970	22,162,102
町民1人当たり	約 870円	約 462円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

○青色防犯パトロールについては、自主防犯組織の協力者も増加傾向にあるため、更なる周知を図り目標達成を目指す。
○自主防犯組織と防犯連絡員の連携について検討するとともに、自主防犯組織未結成の地域の組織構築を促進し、また、活動が停滞している組織についてはその再活性化の方法について模索する。
○交通安全教化員にも協力してもらい，街頭キャンペーン、広報活動、青色防犯パトロール、防犯教室等の啓発活動を強化推進していく。
○防犯カメラ整備計画を策定する。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性	防犯カメラの整備について、カメラの設置要綱を策定し、防犯カメラの設置を推進していく。
拡大して継続	
業務改善	夜間における青色防犯パトロール活動について、手法を検討していく。
一部改善	

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

防犯意識を高め、犯罪被害を回避するために、防犯活動のさらなる充実を目指す。そのために、防犯カメラ設置の位置づけを明確にすると共に、パトロール活動等を強化していく。

3-6-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	6/6 → ○	
活動指標	1/6 → ×	・項目は良いが、青色防犯パトロールは目標の数が少なすぎる。 ・過去から変わらず物品の貸し出しという指標で良いのか。
成果指標	2/6 → ×	・犯罪の種類ごとの件数を追加してはどうか。 ・自主防災活動との連携、数そのものを増やす方策も必要。 ・犯罪件数について、目標としてはさらに減らして欲しい。H28 と H29 が同じなのはおかしい。 ・自警団の結成数があるが、育成の声掛けなども必要。
方向性	6/6 → ○	・青色防犯パトロールを増やすことを入れて欲しい。 ・「拡大して継続」自体は良いが、内容がカメラのことだけなので、自警団の育成など他のことも含めて考えていただきたい。
業務改善	6/6 → ○	
取組方針（改善方針）	5/6 → ○	・具体策の記載を。 ・犯罪の種類にあった対策をすべき。 ・LEDの防犯灯の設置が完了し、次は防犯カメラに取り組んで欲しい。防犯の担当だけではなく、企業などにも協力してもらって増やして欲しい。 ・犯罪の種類を分類し、どの策が有効かを調べた上で方針を立てていただきたい。 ・具体的な内容を盛り込んで欲しい。全住民の防犯への意識を育てていこうという行政の視点が無ければ進まない。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・H27、H28、H29 の目標が全て 30 だが、増やしていく考えはないのか。各行政区につくるように支援したり、働き掛けをするというのも大事では。
・毎月 2 回防犯パトロールを行っているが、防犯用品を町から借りたことがない。これが活動指標として良いのかは疑問。
・活動指標にある地域防犯活動支援の貸し出し件数は、その地区で揃っていれば必要性がない。それを活動指標であげていくと、活動の形骸化、同じことを続けているように見えてしまう。工夫が必要。
・青色防犯パトロールは有効な活動だと思うし、夜間も行ってもらいたい。一般の自警団や消防団に依頼をかけて、青色回転灯をつけてもらうことで台数を増やすような計画は無いか。町の2台だけでこれだけのエリアをカバーするのは大変。
・逆の意見だが、パトロールはどれだけ役に立っているのか。自警団への貸し出しなどもあるが、そういうものが防犯に役立っている裏付けはあるのか。
・成果指標に犯罪発生件数があり、これも成果と言えば成果かもしれないが、結果としてこうなるだけ。
・逆に、自分は犯罪発生件数が最大の成果だと思う。活動と犯罪を細かくリンクさせて、夜間パトロールをすれば夜間の犯罪が減ったとか、そういった把握ができるかと思う。時間帯や、空き巣なのか下校帰りの小学生が襲われたのかとか、どういう活動がどういうものに結びつくかを考えるべき。
・成果指標で、犯罪発生件数を 10 件ずつ減らしていくということに違和感があった。本当はゼロを目指さなければならない。目標が 490 では考え方はおかしい。犯罪件数の目標がゼロでないと、町がその件数は容認したようになってしまう。例えば県内ワースト 14 位を真ん中よりも下にするとか。県内で一番安全だという目標を立てておくようにすべき。
・行政はどうしても、目標と実績がかけ離れていると何だと言われてしまうのが普通の評価。この事業の場合は、490 件を目標にしてそれくらいは起こっても良いと思われてしまうよりは、常にゼロを目指しているという目標で良いと思う。この事業では、なぜ目標と実績がかけ離れているんだとは言われない。
・取組方針に「拡大して継続」として防犯カメラのことが書かれており、これは大変良いこと。阿見町は防犯カメラが少ない。
・防犯カメラには反対しない。ただし、都市部ならば集中する場所に置けると思うが、高額なため、阿見町で設置することが本当に良いのか。まんべんなくつけても効果がないと思うので、場所をよく精査しなければならない。
・犯罪の中でもいろいろある。何か1項目はゼロにするということになれば、付随して防犯意識は上がっていく。漫然と全体的に犯罪が減ったら良いということではなく、例えば空き巣だけは起こさないようにしようといった工夫があっても良い。

３-６-３．担当課による対応方針

平成28年度　外部評価結果に対する対応方針

事業名	防犯対策事業	担当課	町民生活部交通防災課

１．目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果：**妥当である**　　事業内容の見直し：**無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため，現行の事業内容を継続する。

２．指標

活動指標

外部評価結果：**妥当でない**　　活動指標の見直し：**有り**　　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	青色防犯パトロール	回	青色防犯パトロールの年間実施回数	400	400	400	400
	地域防犯活動支援件数	件	自警団への防犯用品の貸出し件数	25	30	30	30

				H26	H27	H28	H29
来年度	青色防犯パトロール	回	青色防犯パトロールの年間実施回数	400	400	450	500
	防犯教室回数	回	警察による防犯教室年間実施回数	10	9	15	20

担当課の考え方	青色防犯パトロールを増やすべきとの意見があったため，目標値を上げ，また，地域防犯活動支援件数については，地区で揃っていれば必要性がないとの意見があったため，防犯教室回数を新たな指標とした。

成果指標

外部評価結果：**妥当でない**　　成果指標の見直し：**有り**　　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	自警団の結成数	組織数	自主防犯活動団体の結成数	40	40	40	43
	犯罪発生件数	件	町内における犯罪発生件数	600	550	490	490

				H26	H27	H28	H29
来年度	自警団の結成数	組織数	自主防犯活動団体の結成数	40	40	45	50
	刑法犯犯罪率ワースト	順位	茨城県内市町村刑法犯犯罪率のワースト順位		14	44	44

担当課の考え方	自警団を増やす工夫をとの意見があったため，結成について周知広報活動を推進し，目標値を上げ，また，犯罪発生件数については，目標値をゼロにすべき等様々な意見があったため，県内市町村刑法犯犯罪率ワースト順位を新たな指標とした。

3. 事業の方向性

方向性	外部評価結果	妥当である	現行の方向性：拡大して継続	▶	方向性の見直し：無し　（見直し後の方向性）
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため，町の防犯カメラ整備計画を策定し，拡大して継続する。			
業務改善	外部評価結果	妥当である	現行の業務改善：一部改善	▶	業務改善の見直し：無し　（見直し後の業務改善）
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため，一部改善とするが，青色防犯パトロールの夜間巡回を検討する他に従事者数・巡回回数・範囲等を増やすことを検討する。			

4. 取組方針

取組方針（改善方針）	外部評価結果	妥当である	▶	取組方針の見直し：有り

現行の取組方針

防犯意識を高め，犯罪被害を回避するために，防犯活動のさらなる充実を目指す。そのために，防犯カメラの位置づけを明確にすると共に，パトロール活動を強化していく。

【評価結果を踏まえた今後の取組方針】

犯罪の内容によって対応策が大きく変わるとの意見を受け，防犯カメラ整備計画については，警察から意見を聞いてより効果的な設置を検討していく。また，青色防犯パトロール活動については，巡回数を増やし，より広範に巡回することを検討するとともに，子どもの下校時には不審人物がいないか，夜間には少年がたむろしていないか等犯罪事情に見合うパトロールを実施し，パトロール活動を強化していく。

3-7．消費行政推進事業

3-7-1．事務事業評価シート

事務事業評価シート

H　28　年度

事務事業名	消費行政推進事業			総合計画個別施策コード／名	4261	安全な消費生活の推進
新規・継続	継続	事業開始年度	S55	担当課	商工観光課	
根拠法令等	あり	消費者基本法、消費者安全法、阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例				

1．事業の概要

【事業内容】

悪質商法等による被害の未然防止及び被害者の早期救済のため、出前講座や啓発用品配布などによる啓発活動の充実を図ると共に、消費生活に関する相談に対しては資格を取得した専門の相談員が対応する。町消費者リーダー連絡会などと連携する事で広範囲に安全・安心な消費生活環境を構築する。また、国・県などと連携する事で相談体制の充実を図る。

【成果目的】

消費生活に関する相談体制の充実を図り、町民が安心して消費生活を送れる環境を確立する。

2．活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26 目標 / 実績	H27 目標 / 実績	H28 目標 / 実績	H29 目標 / 実績
活動指標	出前講座の参加人数	人	出前講座の参加者数	400 / 419	450 / 387	500 /	600 /
活動指標	啓発品の配布数	部	パンフレットやチラシ等の配布部数	3,000 / 3,265	3,500 / 3,816	4,000 /	5,000 /
成果指標	町消費生活センターHPのアクセス数	回	町民の町消費生活センターHPへのアクセス数	－ / －	－ / 102	200 /	300 /
成果指標	消費者ホットラインの認知度	%	町民の消費者ホットライン188(イヤヤ)の認知度	－ / －	－ / 6.4	10 /	20 /

3．事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
4,948,165	4,292,071	4,614,000

↓

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
2,106,040	1,646,498	1,718,000

歳入内容：茨城県消費者行政推進事業費補助金

決算内訳

[種別]	[金額]	[内容]
報酬	3,047,187	消費生活相談員報酬
需用費	860,781	啓発用冊子など啓発用品
旅費	144,860	消費相談員費用弁償、消費相談員研修旅費
その他	239,243	町消費者リーダー連絡会補助金、研修受講料、電話料、消費推進協議会負担金

(3) 人件費（時間）

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員（時間内）	765	1,338,640	635	1,111,885
正職員（時間外）	20	43,228	19	41,586
臨時職員	10	8,000	29	23,200
その他				
合計	794	1,389,867	683	1,176,671

(4) 町民1人当たりコスト（事業費＋人件費－歳入）

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	4,948,165	4,292,071
人件費	1,389,867	1,176,671
小計	6,338,032	5,468,742
歳入	2,106,040	1,646,498
計	4,231,992	3,822,244
町民1人当たり	約 88円	約 80円

4．事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

相談内容は、デジタルコンテンツに関する相談が増加している為、特定の年代に偏らず全ての年代から相談がきている。そのため、勤労世代が土日でも相談可能な消費者ホットライン188の周知に努め、被害者の早期救済を図る。出前講座については、高齢者を中心に実施してきたが、全ての年代で相談がきている為、若者や勤労世代への啓発を強化する。併せて、町HPを活用した啓発を強化することで、デジタルコンテンツに関する被害の未然防止を図る。人件費については臨時職員に仕事を渡すことで費用の削減に努める。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性	茨城県の補助金制度を活用して消費行政を推進するため。
現状の規模で継続	
業務改善	啓発対象が高齢者に偏っており改善の余地があるため。
一部改善	

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

平成30年度までに3割の町民が消費者ホットラインを認知しており、消費生活に関してすぐに相談出来る状態にする。そのために、高齢者へ引き続き啓発すると共に、若者や勤労世代への啓発を強化する。併せて、町HPを活用した啓発を強化することでデジタルコンテンツに関する被害の未然防止を図る。

3-7-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	6/6 → ○	
活動指標	5/6 → ○	・出席者数という指標によって何を意味しているか分からない。
成果指標	0/6 → ×	・被害件数、被害額を指標に入れるべき。 ・ホームページのアクセス数とホットラインの認知度は似通っている。相談件数や解決件数を考慮すべき。 ・ホットラインの認知度は不要。相談件数、被害額、被害件数などを成果として入れるべき。 ・こちらから働きかけているだけのものであり、最終的には被害件数を目標にしなければ意味が無い。
方向性	4/6 → ○	・理由を再考すべき。 ・相談を増やすのではなく、被害件数を減らすのが目的のはず。 ・予算が無いからやらないのではなく、現状がどうだから今の規模で良いといった理由を再考して欲しい。
業務改善	6/6 → ○	
取組方針（改善方針）	5/6 → ○	

ヒアリングにおける主な指摘事項

・アクセス数 102 件は来庁や電話件数から比べると少ない。相談件数だけが成果ではなく、未然に防止することが必要。
・消費生活事業は未然に防止するのも大きな目的だと思うが、被害数を削減するというのも大きな目的。阿見町全体で何件、何円の被害があったかは把握しないと次の対策が打てない。
・出前講座の参加者数を増やしても、真剣に聞いていない人もいるだろう。雲をつかむような数字であり、どれだけの被害を防止することができたか分かりにくい。相談者が解決したかどうかなど裏付けを取るとはっきりする。
・成果指標にアクセス数とあったが、減るのが良いのか、増えるのが良いのか、その時の状況で評価が逆になってしまう。アクセスした結果として、どれだけの人がそれによって引っかからないで済んだかというのが分かれば良い。
・事例の参照が重要。一般論は誰でも知っているが、それでも引っかかることがある。こういう事例の時は詐欺だというのさえ知っていれば絶対に引っかからなかったという場合がある。ホームページでは一般論ではなく、こういう事例があるというのを紹介し、ホームページを見たことによって自分が同じような状況の時に引っかからなかったというところまで見ないと成果にならない。相談は敷居が高いが、情報を知ることでやめさせることが重要。
・オレオレ詐欺では、騙される側として高齢者に対する啓発に重点を置いていると思う。それだけでなく、子どもとか孫から、「自分だったら電話だけでお金貸してとは言わない」というコミュニケーションを進めるようなことをした方が大事だと思う。これだけいろんなところで言われているにも関わらず、いざ電話がかかってくるとそうかと思ってしまう。
・成果目的に知識の習得を目指していると書いてあるが、知識の習得を確認する手段はあるか。アクセス数と消費者ホットラインは視点が似ているので、別の成果指標として、知識の習得をどこかで把握できないか。
・ひばりメールを登録するなどして自分の携帯電話とかパソコン上に直接入ってくれば親近感が出る。子どもたちへの教育、小学校高学年から中学生に対して実施するというのも一つ。

ヒアリングシート自由記載

・学校への拡がりを。
・阿見町の被害数を把握してください。
・相談数の内の解決数の割合を、アンケートなどをとり確認すべき。

3-7-3．担当課による対応方針

平成28年度　外部評価結果に対する対応方針

事業名	消費行政推進事業	担当課	産業建設部商工観光課

1．目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果：**妥当である**　　事業内容の見直し：**無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の事業内容を継続する。

2．指標

活動指標

外部評価結果：**妥当である**　活動指標の見直し：**無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	出前講座の参加人数	人	出前講座の参加者数	400	450	500	600
	啓発品の配布数	部	パンフレットやチラシ等の配布部数	3,000	3,500	4,000	5,000

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	出前講座の参加人数	人	出前講座の参加者数	400	450	500	600
	啓発品の配布数	部	パンフレットやチラシ等の配布部数	3,000	3,500	4,000	5,000

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の活動指標を継続する。

成果指標

外部評価結果：**妥当でない**　成果指標の見直し：**有り**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	町消費生活センターHPのアクセス数	回	町民の町消費生活センターHPへのアクセス数	－	－	200	300
	消費者ホットラインの認知度	%	町民の消費者ホットライン188(イヤヤ)の認知度	－	－	10	20

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	ニセ電話詐欺の認知被害件数	件	町内で発生したニセ電話詐欺の認知被害件数	0	0	0	0
	ニセ電話詐欺の認知被害額	万円	町内で発生したニセ電話詐欺の認知被害額	0	0	0	0

担当課の考え方	HPのアクセス数及び消費者ホットラインの認知度は妥当でないとの意見があったため、町内におけるニセ電話詐欺の認知被害件数・認知被害額を成果指標とする。

3. 事業の方向性

方向性	外部評価結果	妥当である	現行の方向性：現状の規模で継続 ▶	方向性の見直し：内容改善	（見直し後の方向性）
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現状の規模で継続とする。予算としては現状の規模を継続するが、今後は若者や勤労世代への啓発を強化する為、周知対象は拡大して継続する。			
業務改善	外部評価結果	妥当である	現行の業務改善：一部改善 ▶	業務改善の見直し：無し	（見直し後の業務改善）
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の一部改善を継続する。			

4. 取組方針

取組方針（改善方針）

外部評価結果：妥当である ▶ 取組方針の見直し：有り

現行の取組方針

平成30年度までに3割の町民が消費者ホットラインを認知しており、消費生活に関してすぐに相談出来る状態にする。そのために、高齢者へ引き続き啓発すると共に、若者や勤労世代への啓発を強化する。併せて、町HPを活用した啓発を強化することでデジタルコンテンツに関する被害の未然防止を図る。

【評価結果を踏まえた今後の取組方針】

被害者となる高齢者だけでなく、子や孫にも働きかけるべきとの意見を踏まえ、若者や勤労世代への啓発を強化する。併せて、町HP等を活用して事例の紹介を強化することで被害の未然防止を図る。

3-8. 動物愛護事業

3-8-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	動物愛護事業			総合計画個別施策コード／名	4332	動物愛護の普及啓発
新規・継続	継続	事業開始年度	S25	担当課	環境政策課	
根拠法令等	あり	狂犬病予防法，動物の愛護及び管理に関する法律，茨城県（阿見町）動物の愛護及び管理に関する条例など				

1. 事業の概要

【事業内容】

狂犬病予防法に基づき犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について確実な履行を促進するとともに，動物愛護関係法令に基づき犬と猫の適正飼養の推進と無秩序な繁殖の抑制を図ることにより，町における殺処分頭数0の実現に取り組む。

【成果目的】

犬や猫による人の生命，身体及び財産に対する危害を防止するとともに，生活環境の保全上の支障の防止及び公衆衛生の向上を図り，人と動物の調和のとれた共生社会の実現を図る。

2. 活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26 目標／実績	H27 目標／実績	H28 目標／実績	H29 目標／実績
活動指標	不妊去勢手術補助件数	件	犬猫の不妊去勢手術に対して補助した件数	140	140	145	145
				158	167		
	里親会の実施回数	回	犬猫の新しい飼い主を探す里親会の開催及び支援回数	16	16	16	16
				14	15		
成果指標	譲渡・返還率	%	譲渡・返還が決まった犬猫の数／保護した犬猫の数	100	100	100	100
				82	93		
	県動物指導センター収容数	頭	阿見町から県動物指導センターに収容された犬猫の数	0	0	0	0
				15	11		

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
1,969,496	1,850,402	1,559,000

↓

決算内訳

[種別]	[金額]	[内容]
補助金	897,358	犬・猫の不妊去勢手術補助金623,000円，動物愛護協議会補助金274,358円
委託料	583,740	野犬等保護委託料（臨時職員賃金）
消耗品費	201,104	啓発看板，狂犬病予防注射通知用紙代，犬の鑑札，狂犬病予防注射済票など
その他	168,200	郵便料148,200円，事業協力者謝礼20,000円

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
1,275,200	1,142,000	1,268,000

歳入内容：畜犬登録手数料および狂犬病予防注射済票交付手数料

(3) 人件費（時間）

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員（時間内）	881	1,542,631	797	1,395,547
正職員（時間外）	76	166,345	76	166,345
臨時職員		0		0
その他				
合計	957	1,708,976	873	1,561,892

(4) 町民1人当たりコスト（事業費＋人件費－歳入）

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	1,969,496	1,850,402
人件費	1,708,976	1,561,892
小計	3,678,472	3,412,294
歳入	1,275,200	1,142,000
計	2,403,272	2,270,294
町民1人当たり	約 50円	約 47円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

平成25年度の阿見町動物愛護協議会の設立以降，殺処分頭数0に向けた犬・猫の保護や里親会はNPOとの連携により活動目標を着実にこなしており，成果も改善傾向を示し，保護・譲渡の枠組みが定着しつつある。
今後の取組方針としては，協議会の中で指導的役割を果たす獣医師数が限られている実状を踏まえ，事業規模の大幅な増減を伴わない中で，若年層を対象とした動物愛護教室や，適正飼養の定着に向けた啓発活動の拡大に向け業務改善に取り組むことが肝要と思われる。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性	マンパワーや予算が限定的な状況下，動物愛護事業は付加価値的な要素が大きく，創意工夫の中でより良い成果を上げることが望まれている。
現状の規模で継続	
業務改善	保護・譲渡の枠組みが定着しつつある中，対症療法ばかりでなく，予防的見地から啓発活動を推進することが重要である。
一部改善	

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

概ね3か年で譲渡・返還率が100%となるよう取り組む。
今年度においては，保護・譲渡の取り組みを着実に推進するとともに，ボランティア及び獣医の負担軽減に向け，飼主のいない猫の不妊去勢等手術費用について補助制度から委託制度へと転換を図る。また，啓発的な取組の強化策として，動物愛護教室の実施を拡大する。

3-8-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	5/6 → ○	
活動指標	5/6 → ○	
成果指標	5/6 → ○	
方向性	4/6 → ○	・猫対策も今後の検討を。 ・NPO法人が同じような活動をしており、そこに補助金を出す形にしてはどうか。
業務改善	5/6 → ○	
取組方針（改善方針）	4/6 → ○	・難しいかもしれないが、目標に対する評価が分かりにくいため猫も登録制にする検討すべき ・町が行う事業ではなく、民間でできるものは民間で行うべきであり、同様の活動をしているNPO法人などに任せるべき事業。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・将来的な方向性で、「動物愛護事業は付加価値的な要素が大きく創意工夫の中で」、「予防的見地から啓発活動を推進」とあるが、抽象的。
・啓発活動を推進とあるが、その啓発活動を指標には表せないのか。
・猫は放し飼いが多いと思うが、外で別の病気がうつる場合がある。そういう周知も必要。海外から入ってきた動物から接触するというのが有り得る。そういった危険も周知するというのもあって良いと思う。
・この事業は良い事業だと思うが、町の事業は基本的に全町民に対する事業。犬猫は一部の人だけが飼っているので、一部の人のための事業と感じる。NPO法人などでこういった事業を行っている団体はある。そういう団体に任せてはどうか。場合によってはそういった団体に補助金を出しても良いと思うが、町が直接行う事業としてはどうなのか。
・犬の鳴き声や猫の糞の問題は、モラルの問題で、飼い主の自己責任。飼い主がしっかりしなくては飼う資格はないので、それが他の住民に関わるからと言って町で行うというのは違うと思う。
・里親にモラルが無い場合、一つの家に何十頭も飼って動物自体も病気になっていたり、むしろ虐待のようになっていたというのがニュースになっていた。引き続き、里親へのモラル教育をしていって欲しい。
・去勢手術140件とあるが、全体の猫の数のうちどれくらいか、焼け石に水なのかが分からない。補助金を出していることによって、どのくらい去勢手術が増えたのかというデータはあるか。犬猫のために町が補助金を出すべきなのかと言う意見もその通りだと思うので、使った効果がどのくらいあったのかという評価をすべき。
・「全額の補助なら去勢をするが 3000 円くらいならやらない」という人もいるだろう。何割を補助するかという検討のためにも、効果の把握が必要。猫を登録制にするのは難しいのか。なんで阿見町だけという意見はあるかもしれないが、飼うなら責任を持たなければならないというのももっともな意見。登録した上で、補助金があるから去勢させるとつながっていく。

ヒアリングシート自由記載

・モラル教育の充実を図って欲しい。
・町の事業は全町民に関係するもの限るべきであるが、犬・猫は一部の町民しか飼っていない。

3-8-3．担当課による対応方針

平成28年度　外部評価結果に対する対応方針

事業名	動物愛護事業	担当課	環境政策課

1．目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果：**妥当である**　　事業内容の見直し：**無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の事業内容を継続する。

2．指標

活動指標

外部評価結果：**妥当である**　活動指標の見直し：**無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	不妊去勢手術補助件数	件	犬猫の不妊去勢手術に対して補助した件数	140	140	145	145
	里親会の実施回数	回	犬猫の新しい飼い主を探す里親会の開催及び支援回数	16	16	16	16

				H26	H27	H28	H29
来年度	不妊去勢手術補助件数	件	犬猫の不妊去勢手術に対して補助した件数	140	140	145	145
	里親会の実施回数	回	犬猫の新しい飼い主を探す里親会の開催及び支援回数	16	16	16	16

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、項目、数値とも現行どおりとする。

成果指標

外部評価結果：**妥当である**　成果指標の見直し：**無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	譲渡・返還率	%	譲渡・返還が決まった犬猫の数／保護した犬猫の数	100	100	100	100
	県動物指導センター収容数	頭	阿見町から県動物指導センターに収容された犬猫の数	0	0	0	0

				H26	H27	H28	H29
来年度	譲渡・返還率	%	譲渡・返還が決まった犬猫の数／保護した犬猫の数	100	100	100	100
	県動物指導センター収容数	頭	阿見町から県動物指導センターに収容された犬猫の数	0	0	0	0

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、項目、数値とも現行どおりとする。

3. 事業の方向性

		現行の方向性		方向性の見直し	（見直し後の方向性）
方向性	外部評価結果	妥当である	現状の規模で継続	無し	
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の方向性を維持する。ご意見のあったNPOへの補助金制度や猫の登録制については、今後の研究課題としたい。			
		現行の業務改善		業務改善の見直し	（見直し後の業務改善）
業務改善	外部評価結果	妥当である	一部改善	無し	
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、一部改善とし、適正飼養の定着に向けて啓発活動を推進する。			

4. 取組方針

取組方針（改善方針）	外部評価結果	妥当である	取組方針の見直し：有り
	現行の取組方針	概ね3か年で譲渡・返還率が100％となるよう取り組む。 今年度においては，保護・譲渡の取り組みを着実に推進するとともに，ボランティア及び獣医の負担軽減に向け，飼主のいない猫の不妊去勢等手術費用について補助制度から委託制度へと転換を図る。また，啓発的な取組の強化策として，動物愛護教室の実施を拡大する。	【評価結果を踏まえた今後の取組方針】 現行の取組方針に加え、来年度以降、NPOへの補助や猫の登録制について先進地の取組事例を参考に調査研究を行う。 また、適正飼養に向けたモラルやマナーについて、広報紙やホームページによる啓発活動を強化していく。

3-9. リサイクル事業

3-9-1. 事務事業評価シート

事務事業評価シート

H 28 年度

事務事業名	リサイクル事業			総合計画個別施策コード／名	4341	ごみの減量化・リサイクルの推進
新規・継続	継続	事業開始年度	H9	担当課	廃棄物対策課	
根拠法令等	あり	容器包装リサイクル法、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、資源有効利用促進法				

1. 事業の概要

【事業内容】

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電回収事業を実施している。また、ごみの資源化を推進するため、「資源有効利用促進法」・「容器包装リサイクル法」等に基づき、有価物の資源業者への売却（鉄類・アルミ・ビン・ペットボトル等）及び廃乾電池等をリサイクル業者へ運搬委託処理事業を実施している。更に、町内立地企業等に対する資源化量調査を行っている。

【成果目的】

小型家電や有価物（鉄類・アルミ・ビン・ペットボトル等）及び廃乾電池を種類別に分別し、確実にリサイクル業者へ引き渡し、リサイクルを実施する。

2. 活動指標と成果指標

指標名		単位	説明	H26 目標 / 実績	H27 目標 / 実績	H28 目標 /	H29 目標 /
活動指標	町全体の資源化量	t	資源化量	3,288 / 3,610	3,349 / 集計中	3,390 /	3,432 /
活動指標	リサイクルしている分類数	種類	霞クリーンセンターでリサイクルしている品目の分類数	15 / 14	15 / 15	16 /	16 /
成果指標	町全体の資源化率	%	町全体の資源化率	16.5 / 17.6	16.8 / 集計中	17.0 /	17.2 /
成果指標	霞クリーンセンターでの資源化量	t	霞クリーンセンターで処理しているごみのうち資源化している量	1,737 / 1,713	1,761 / 1,644	1,786 /	1,811 /

3. 事業費の内訳とコスト分析

(1) 歳出内訳

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
2,284,919	2,019,448	4,499,000

↓

(2) 歳入

H26年度(決算)	H27年度(決算)	H28年度(予算)
31,548,956	25,597,776	28,940,000

歳入内容：可燃・不燃有価物、ペットボトル、小型家電等の売上代金

決算内訳

[種別]	[金額]	[内容]
廃棄物等処分委託料	1,195,948	家電リサイクル法に該当する不法投棄された廃家電処理（処理量5,320kg）
		使用済み乾電池処理（8,670kg）
業務委託料	823,500	不燃有価物運搬（66台）

(3) 人件費（時間）

	H26年度		H27年度	
	時間数	人件費概算	時間数	人件費概算
正職員（時間内）	141	246,016	233	407,983
正職員（時間外）	3	6,566	7	15,321
臨時職員		0		0
その他				
合計	144	252,582	240	423,304

(4) 町民1人当たりコスト（事業費＋人件費－歳入）

	H26年度(決算)	H27年度(決算)
事業費	2,284,919	2,019,448
人件費	252,582	423,304
小計	2,537,501	2,442,752
歳入	31,548,956	25,597,776
計	-29,011,455	-23,155,024
町民1人当たり	-約 604円	-約 482円

4. 事業の方向性と取組方針

▼担当者記入

2～3の考察と課題、改善計画

再資源化を促進するため、リサイクルの必要性は年々高まっていることから、国では各種リサイクル法の整備が進められている。それらの法体系の下で、リサイクルの取り組みを更に進めていくとともに、事業者や町民に対してもリサイクルの啓発活動を積極的に行っていく。

→

▼課長記入

【方向性・業務改善】	理由
将来的な方向性 / 拡大して継続	持続可能な循環型社会の形成に向けた取組を更に推進していく必要性がある。
業務改善 / 一部改善	資源化率は上昇傾向にあるため、引き続きリサイクルに関する取組を推進していくとともに、先進市町村等の事例を調査研究を行い、必要に応じて改善に取り組む。

【取組方針】 ※いつまでに、どんな状態にするか。そのために今年度は何をするか。

前年度より資源化率を更に向上させるための各種施策を検討・実施する。

3-9-2．委員会における評価と指摘事項

※分数は全委員のうち妥当であると評価した委員の数を示す
※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

委員会としての評価		補足
目的に対する手段	6/6 → ○	
活動指標	6/6 → ○	
成果指標	6/6 → ○	・分別への意識、方法の理解を指標とすべき。
方向性	5/6 → ○	・資源化率を上げるための具体的案を検討すべき。 ・ヒアリングの中で挙げられた具体的な改善策を実行していただきたい。
業務改善	4/6 → ○	・資源化率が県平均よりも低いため、改善すべき。 ・資源化率を大幅に改善。
取組方針（改善方針）	6/6 → ○	・リサイクル量を増やすことで燃えるごみの量を減らすため分別の種類を増やすべき。 ・分別を増やすことを条件に「○」。 ・記載内容が抽象的。阿見町の現状に合わせて、具体的な策を打ち出して欲しい。

ヒアリングにおける主な指摘事項

・リサイクルしている分類数というのは活動指標になるのか。
・自治体によってはごみの出し方がもっと細かい。資源化をすると、焼却施設にとっても余計なものを燃やさなくて済むということかと思う。
・取組方針に「更に向上させるための各種施策を検討・実施する」とあるが、廃棄物対策課としての課題が見えてこない。
・ごみの量が多いということだが、燃えるごみにチラシを入れてしまったり、キャップを入れていたりする人は多い。リサイクルの方にまわしていけば、ごみの量も減る可能性もあるのでは。そういったことも今後の方針に入れてはどうかと思う。
・ごみが多いということは、資源化から結びつくのだから、資源化を徹底していくという方向性はあるのでは。
・ごみの量を減らすというのもあるかもしれないが、減らすよりもリサイクルの品目を増やすしかないのでは。牛乳パック、トレイなど、お店でも回収している。そういったことを行えば燃えるごみは減ると思う。
・つくば市よりも阿見町の方がごみが多い理由について、回収の回数やごみ袋の大きさという話があったが、普通に生活していれば同じようにごみが出るはず。それよりは、資源化の量が少ないというのが正しいと思う。資源化できるはずのものも項目が無いから捨ててしまうために燃えるごみが多いのであって、家庭から出るごみはだいたいどこでも同じだろう。それを資源化しようという意識が足りないためでは。
・袋に分別の費用を載せている自治体もある。一袋 50 円とか、100 円とか。
・生ごみの袋がとても小さくて高い自治体もある。
・分別への意識、分別の方法を知っているかというところを、何かの調査の時に調べられないか。そういったものを成果指標としてはどうか。
・町民一人あたりコストがマイナスという事業は初めてなので、有用な事業。

ヒアリングシート自由記載

・分別を多くし、リサイクル量を多くすることを希望します。
・分別の種類を増やしても良い。

3-9-3．担当課による対応方針

平成28年度　外部評価結果に対する対応方針

事業名	リサイクル事業	担当課	町民生活部廃棄物対策課

1．目的に対する手段

目的に対する手段

外部評価結果：**妥当である**　　事業内容の見直し：**無し**

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の事業内容を継続する。

2．指標

活動指標

外部評価結果：**妥当である**　活動指標の見直し：**無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	町全体の資源化量	t	資源化量	3,288	3,349	3,390	3,432
	リサイクルしている分類数	種類	霞クリーンセンターでリサイクルしている品目の分類数	14	15	16	16

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	町全体の資源化量	t	資源化量	3,288	3,349	3,390	3,432
	リサイクルしている分類数	種類	霞クリーンセンターでリサイクルしている品目の分類数	14	15	16	16

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、来年度についても現行の活動指標とする。

成果指標

外部評価結果：**妥当である**　成果指標の見直し：**無し**　※有りの場合は翌年度の事務事業評価に反映

				H26	H27	H28	H29
現行	町全体の資源化率	%	町全体の資源化率	16.5	16.8	17.0	17.2
	霞クリーンセンターでの資源化量	t	霞クリーンセンターで処理しているごみのうち資源化している量	1,737	1,761	1,786	1,811

▼

				H26	H27	H28	H29
来年度	町全体の資源化率	%	町全体の資源化率	16.5	16.8	17.0	17.2
	霞クリーンセンターでの資源化量	t	霞クリーンセンターで処理しているごみのうち資源化している量	1,737	1,761	1,786	1,811

担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、来年度についても現行の成果指標とするが、分別への意識・方法の理解を指標とするべきとの意見があったため、広報あみ等による効果的な周知を行う。

3. 事業の方向性

		現行の方向性		方向性の見直し	（見直し後の方向性）
方向性	外部評価結果：妥当である	拡大して継続	▶	無し	
	担当課の考え方	妥当であるとの評価を得たため、現行の方向性のとおりとするが、資源化率を上げるための具体的案を検討すべきとのご意見があったため、ごみの減量化等の施策を含めて検討する。			
		現行の業務改善		業務改善の見直し	（見直し後の業務改善）
業務改善	外部評価結果：妥当である	一部改善	▶	無し	
	担当課の考え方	資源化率の向上については、担当課としても課題として認識しており、県平均を下回っている現状にあるため、他市町村の事例を調査し、改善できるように検討する。			

4. 取組方針

取組方針（改善方針）	外部評価結果：妥当である	▶	取組方針の見直し：有り
	現行の取組方針：前年度より資源化率を更に向上させるための各種施策を検討・実施する。	▶	【評価結果を踏まえた今後の取組方針】：分別の種類を増やすべきとの意見を受け、霞クリーンセンターにおける分別については、取り組める事項等について整理を進めながら、実施できるように前向きに検討していく。 町全体としての取り組みとしての新たなリサイクル品目を増やすことについては、収集運搬等による新たな費用発生の問題や霞クリーンセンターの受入れ体制の問題等から直ちに実施することは現実的には難しいですが、今後の検討課題として調査研究していく。

4. 平成28年度の成果

4-1. 指標の見直し

外部評価委員会では、各事業について 6 つの観点から評価を行った。今年度の対象は 9 事業であるため、評価した項目数は 54 に及ぶ。その中で「妥当でない」と評価されたものは 5 事業 9 項目であった。

このうち、事業の進捗状況や成果を測り、事業のあり方を評価する上での判断材料の一つとなる「活動指標」及び「成果指標」に関するものが 4 事業 5 項目を占めている。

表３．「活動指標」「成果指標」の評価結果と対応方針における見直しの有無

事業名	活動指標		成果指標	
	評価	見直し	評価	見直し
町民の森指定奨励事業	○	無し	○	無し
公園緑地整備事業	○	無し	○	無し
公共下水道整備事業	○	無し	○	無し
経営所得安定対策事業	○	無し	×	有り
遊休農地解消・農地集積事業	○	数値変更	×	有り
防犯対策事業	×	有り	×	有り
消費行政推進事業	○	無し	×	有り
動物愛護事業	○	無し	○	無し
リサイクル事業	○	無し	○	無し

※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

妥当でないと評価を受け、指標の見直しがなされたものが 4 事業 4 項目、妥当であると評価されたが、数値目標の変更がなされたものが 1 事業 1 項目となった（上表灰色欄）。

例えば「遊休農地解消・農地集積事業」では、成果指標を事業の目的に合わせて「遊休農地解消面積」及び「農地集積面積」に修正された。また、「防犯対策事業」では、犯罪発生件数を徐々に減らしていく目標設定から、県内市町村刑法犯犯罪率ワースト順位を最下位にする目標に変更され、「消費行政推進事業」では事業の周知に関する指標を変更し、「ニセ電話詐欺の認知被害件数」及び「ニセ電話詐欺の認知被害額」をそれぞれゼロにする目標に見直しがされた。

４-２．取組方針の改善

事業の改善につながる評価項目として、「方向性」「業務改善」「取組方針」を設定している。その中で「妥当でない」と評価されたのは、1 事業、3 項目であった。

表４．「方向性」「業務改善」「取組方針」の評価結果と対応方針における見直しの有無

	方向性		業務改善		取組方針	
	評価	見直し	評価	見直し	評価	見直し
町民の森指定奨励事業	×	内容改善	×	有り	×	有り
公園緑地整備事業	○	無し	○	無し	○	無し
公共下水道整備事業	○	無し	○	無し	○	無し
経営所得安定対策事業	○	無し	○	無し	○	有り
遊休農地解消・農地集積事業	○	無し	○	無し	○	有り
防犯対策事業	○	無し	○	無し	○	有り
消費行政推進事業	○	内容改善	○	無し	○	有り
動物愛護事業	○	無し	○	無し	○	有り
リサイクル事業	○	無し	○	無し	○	有り

※「○」は「妥当である」、「×」は「妥当でない」を示す

「方向性」「業務改善」「取組方針」について「妥当でない」と評価された町民の森指定奨励事業では、2 項目について見直しがなされている。具体的には「町民の森を広く知らしめようという努力が感じられない」、「利用者の観点が無い」といった意見に対し、担当課として「町民の森の周知・啓発に努める」、「恩恵をなるべく多くの町民が享受できるように、利用者増につなげる対策を里親等と話し合い、施設の改善等を検討する」という方針が打ち出された。

また、「妥当である」との評価を得たものの、委員の意見等を踏まえ、見直しを行ったものが 4 事業、4 項目存在する（評価が「○」、見直しが「有り」）。例えば「動物愛護事業」については「民間でできるものは民間で行うべきであり、同様の活動をしているＮＰＯ法人などに任せるべき」「目標に対する評価が分かりにくいため猫も登録制にする検討すべき」との意見を受け、担当課において「ＮＰＯへの補助や猫の登録制について先進地の取組事例を参考に調査研究を行う。」との方針が記載され、「リサイクル事業」については「分別の種類を増やすべき」との意見を受け、担当課において「霞クリーンセンターにおける分別については、取り組める事項等について整理を進めながら、実施できるように前向きに検討していく」として取組方針に記載された。

5. 3年間の総括

5-1. 外部評価委員会による効果

5-1-1. 現状維持志向からの改善

平成 26 年度外部評価報告書において、①課長は「評価→改善」へのリーダーシップを発揮すること、②担当者は改善につながる「現場の声」を発し、実践すること、③指標を再確認し、的確な指標に見直すこと――の 3 点について提言した。さらに、報告書は職員に周知し、特に提言の部分は分かりやすく概略版を提示した。加えて、平成 27 年度及び平成 28 年度の事務事業評価実施時においても改めて提言内容を提示し、高い意識で事務事業評価に取り組むよう促した。

その結果として、平成 27 年度の事務事業評価では、それまでみられた“現状維持志向”が改善され、その効果は平成 28 年度も継続している。具体的には、「業務改善」の項目については「改善の必要なし」との評価が平成 26 年度から平成 27 年度にかけて 15.9 ポイント減少、「方向性」の項目については「現状の規模で継続」との評価が平成 26 年度から平成 27 年度にかけて 12.9 ポイント減少した。以前より評価結果は横ばい傾向にあったことから、外部評価委員会からの提言及びその周知が定着した効果と考えられる。

図４．事務事業評価結果の推移

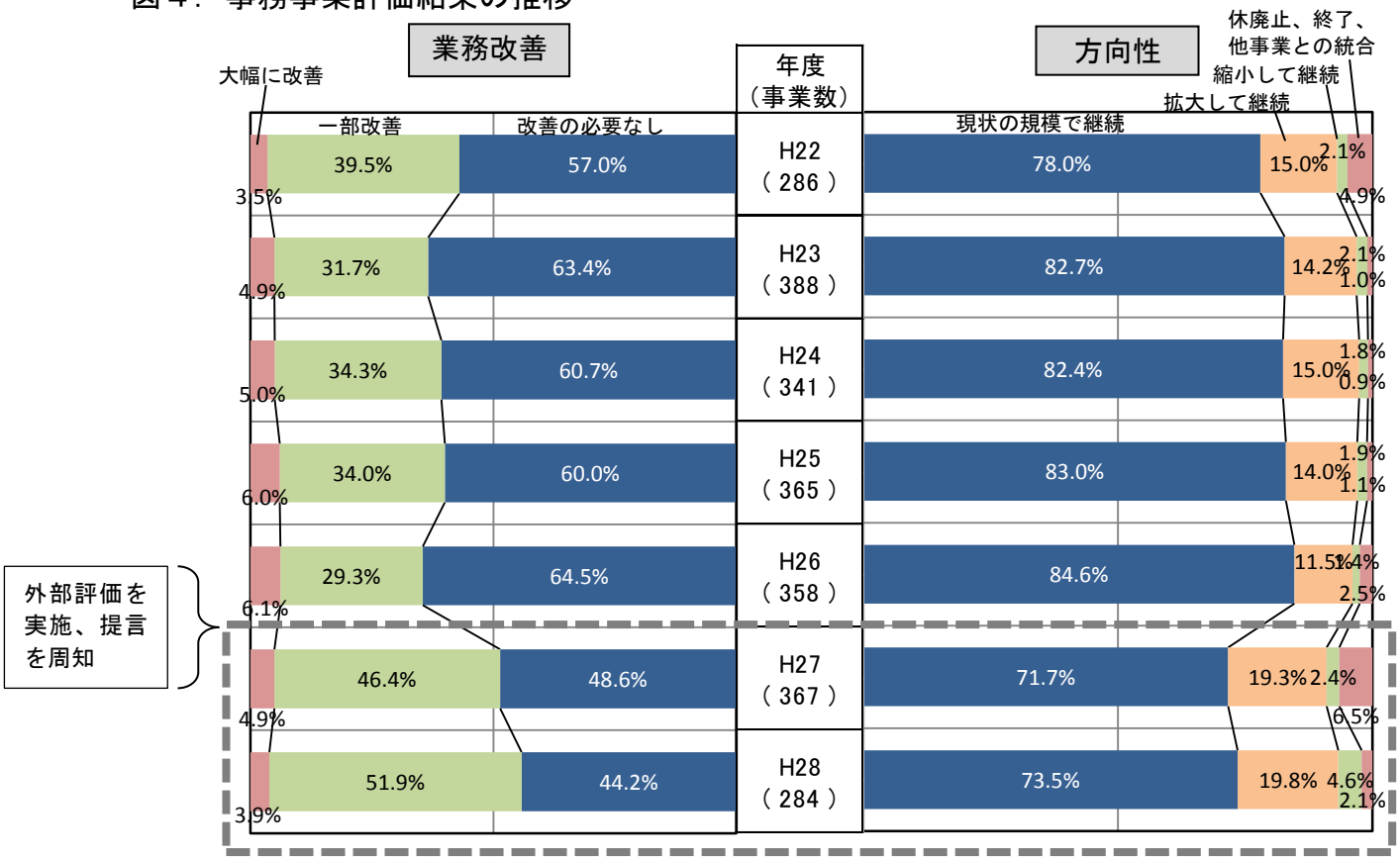

５-１-２．評価対象事業における業務改善

平成 26 年度及び平成 27 年度に外部評価を行った 18 課 18 事業について、進捗状況及び方針についてフォローアップ調査を行った。その結果、業務改善が図られたものや、改善に向けて具体的な検討を行っている事業がみられた。

このことから、評価対象事業の業務改善を後押しすることについて一定の効果があったと言える。一方で、委員からの改善提案が実行に移されるケースは全体からみれば決して多いわけではなく、課題点の一つとも言える。

＜評価対象事業のうち、改善がみられる主な事務事業と進捗状況及び今後の見通し＞

■平成 26 年度評価対象事業

・**固定資産税（家屋）賦課事業**：平成 28 年 10 月 1 日時点において、不一致家屋の残り棟数は 95 棟となり、不一致家屋解消率は 98%となった。平成 28 年度内に調査が完了する見込み。

・**広報事業**：平成 27 年度にアンケート調査を実施して集計結果を公開。今年度も引き続きアンケート調査を実施。

・**住民情報ネットワーク運営事業**：システム委託業者のデータセンターの状況確認については平成 28 年度内に実施する予定。

■平成 27 年度評価対象事業

・**公演会等委託事業**：受益者負担を大人について例年の公演に比較し５００円の増額を図るとともに、ワークショップ的な要素を含んだ公演内容に取り組んで改善を図った。

・**町単位老人クラブ補助事業**：従来の行政区単位での設置（地縁団体型）を基本とした補助要綱を改正し、特定の事業目的を持ち、行政区の枠に捕らわれず広域の会員が活動するシルバークラブ（広域型）を補助対象とするよう改正する。補助対象とする事業メニューも県の補助メニューに倣い具体的なものに記述を変更する。

・**図書購入選定事業**：子ども読書活動推進計画作成時に行ったアンケート調査や資料の所蔵内容を確認し、図書選定を行っていく。電子書籍は近隣で導入した市町村の図書館の状況を参考にしながら検討していく。

５-１-３．事務事業単位の適正化

事務事業評価は、事業の目的に対する効果を評価するものであるため、同じ目的で行う一連の業務が一つの事務事業とされていることが前提となる。しかしながら、平成 27 年度の外部評価委員会において、１０事業のうち６事業において、同じ目的に対して事業が細分化され過ぎているのではないかという指摘がなされた。また、その影響として、①一つの事業だけでは目的が達成されない　②成果指標を無理に設定している　③歳入と歳出の関係が不明瞭ということが挙げられた。

それを受け、平成 28 年度業務棚卸表作成時に事務事業単位の見直しを各課へ要請したところ、平成 27 年度は 628 事業（評価対象事業：367 事業）あった事務事業が、H28 年度には 497 事業（評価対象事業 284 事業）に整理された。

事務事業単位は「目的に対する効果を検証する」際の基礎となることから、個別の事務事業についてもその単位が適正であるかチェックするとともに、引き続き事務事業単位の適正化に取り組んでいただきたい。

図５．事務事業数の推移

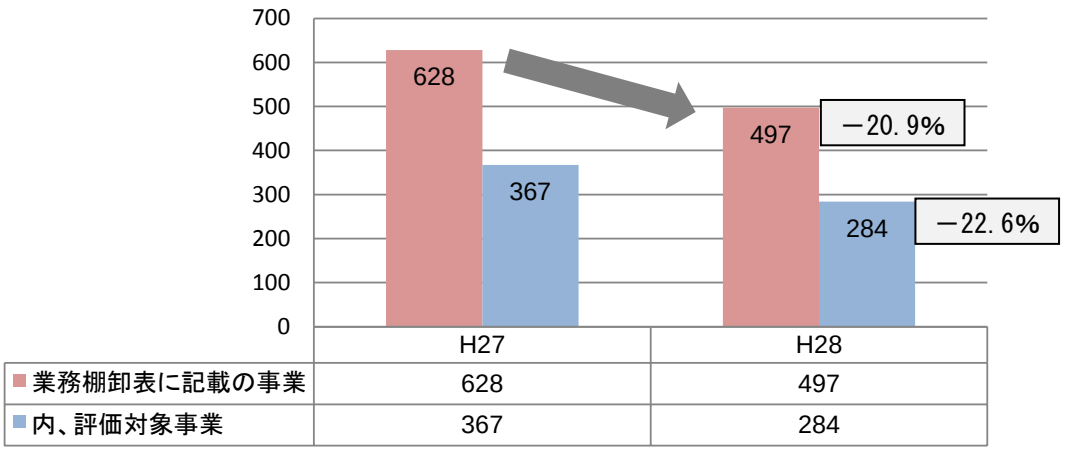

【事務事業単位の基準】

①同じ目的で行う一連の業務を一つの事務事業とする。

②事務事業と予算事業の一致が望ましい。（人件費や全般的な事務費を除く）

③事務事業の大きさは、総合計画の個別施策よりも小さく（又は同じ）、手段や作業よりも大きい（又は同じ）。

（ 総合計画の個別施策　≧　事務事業　≧　手段・作業 ）

５-１-４．付随的な効果

事業ヒアリングの実施にあたっては、各委員が事業の現状や内部評価の結果に至った考え方等を理解した上で、的を絞った議論を進めるため、事務事業評価シートを補足する資料の提出を求めた。限られた時間内で有効な議論を行う必要があることから、事業の全体像や業務の流れ、評価の根拠が読み取れるよう、補足資料については一定の水準確保が求められる。

平成 26 年度及び平成 27 年度の外部評価報告書においては、補足資料の作り方について好事例の紹介を交えて掲載し、事務局においても、平成 27 年度及び平成 28 年度の外部評価委員会実施にあたっての事前説明会において、資料の作り方や評価の観点、説明が求められるポイントについての説明を行った。

その効果もあり、2 年目、3 年目につれ補足資料の水準にバラつきが小さくなり、資料の構成、簡潔さ、見やすさについても一定の水準が確保された。また、ヒアリング時の説明に関しても、冒頭の事業概要の説明で時間を超過したり、質問に対する回答でつまずいたりする場面が減り、プレゼンテーション力の向上が感じられた。

【補足資料の好事例】

下記の事業では分かりやすい資料が用意された。職員においては資料作成の参考にしていただきたい。

○公共下水道整備事業（Ｈ２８）
・公共下水道事業の全体像とこれからの阿見町が目指す姿について、A4用紙1枚で簡潔かつ明確に整理されていた。

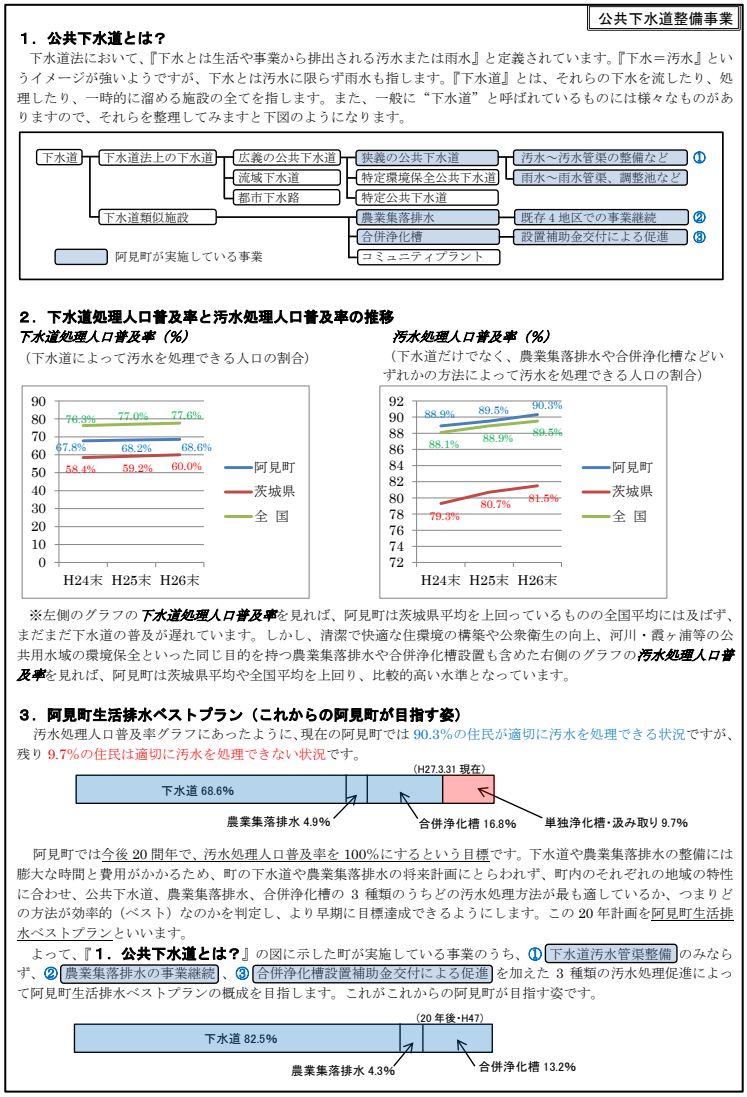

○消費行政推進事業（Ｈ２８）

・消費生活センターの位置づけと役割について、関係機関や消費者との関係と合わせて図で示し、視覚的に分かるよう整理されていた。

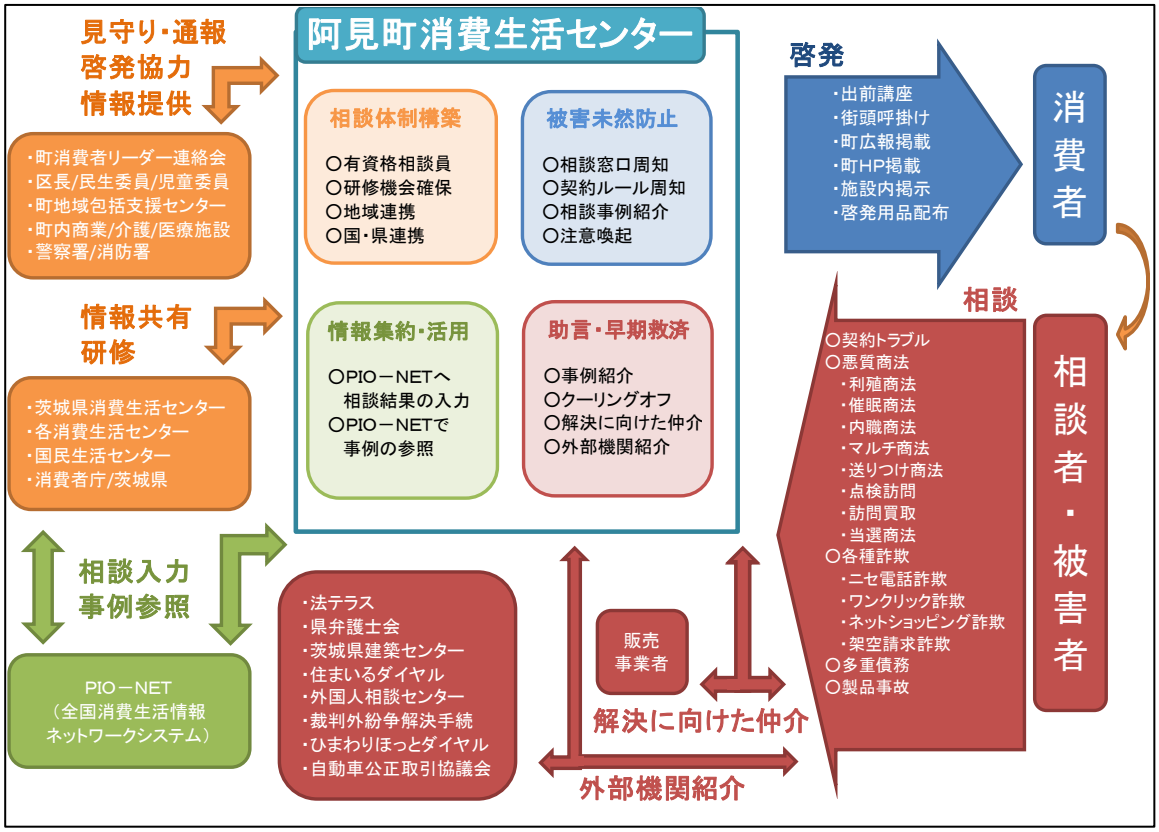

○徴税吏員催告徴収事業（Ｈ２６）

・「督促状の発送→催告→差押(滞納処分)」という滞納整理の手順が示された上で、その一部である催告の部分をこの事業で取り扱うということが明確に記載されていた。

①督促状の発送
納期限までに納付されていない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状１通につき100円の督促手数料も併せて納めていただくことになります。

↓

②催告
督促状を発送してもなお納付がない場合は、文書・電話・訪問などによる催告を行います。事情によりすぐ納付できない場合などは、計画的に滞納が解消していくよう、納付についての相談も行います。

↓

③差押(滞納処分)
督促・催告を行っても税金が納付されなかったり、納付の約束が守られなかったりする場合は、納期限までに納めた方との公平を保つため、財産（預貯金・給与・不動産・動産・保険など）の差し押さえを行います。差し押さえた財産は、最終的には換価し、滞納金額に充当します。

※ 徴税吏員とは、地方税法に規定され、町長から委任を受けた職員をいいます。（収納課・税務課・会計課職員、全管理職、徴収嘱託員）

※ 徴税吏員催告徴収事業は、上記の②「催告」に関する業務として、夜間や休日の訪問滞納理や電話催告、文書による催告等を実施する事業です。

○住民情報ネットワークシステム運営事業（Ｈ２６）

・過去の事業費の推移がグラフと補足説明により視覚的に示されていた。

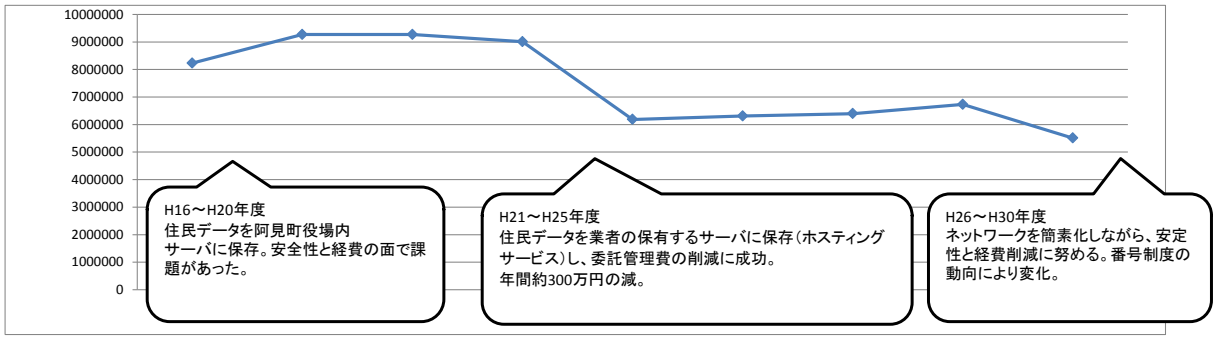

○地域支援事業（Ｈ２７）

・介護保険法に基づく高齢者向けサービスの体系を示した図を用意。

・介護予防に関する事業の中で当該事業の位置付けが分かりやすく説明された。

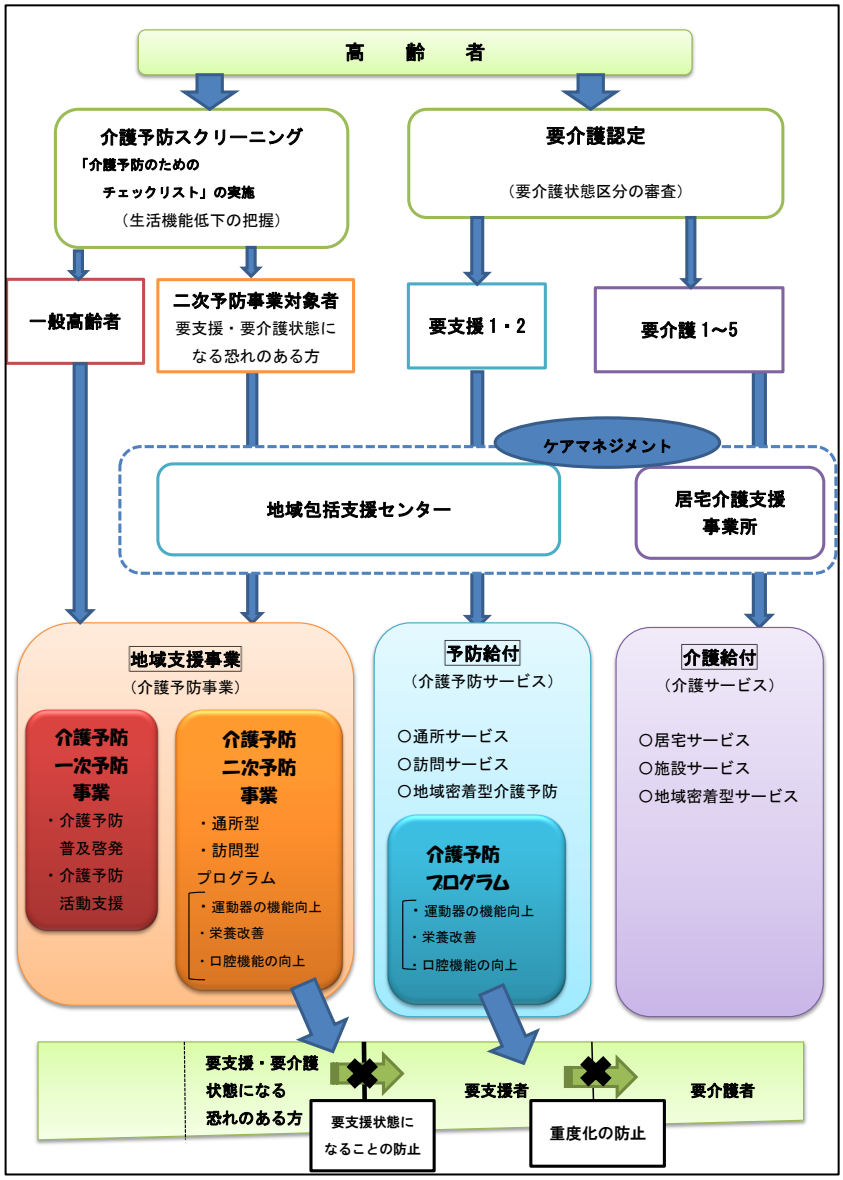

５-２．今後に向けた課題

５-２-１．外部評価の課題

１．時間的制約による課題

当委員会では、各事務事業について一つずつヒアリングを行い、項目ごとに評価を行うという方式をとった。そのため、時間的な制約から、評価対象事業の絞り込みを行う必要があり、3 年間で全課を一巡するという考えのもと、評価対象事業を各課 1 事業に絞り込んだ。

3 年間で 27 事業の外部評価を行うことができたが、町の内部評価の対象事業はおよそ 300 事業に及ぶため、全事務事業の評価は困難とならざるを得ない。

２．担当課の対応における課題

当委員会では、事前に配布される説明資料を委員が読み込み、そこで感じた疑問点についてヒアリングの場において質問や指摘を行った。また、質問だけにとどまらず、町の事務事業が改善されることを望み、委員の知見や一町民としての経験に基づいた業務改善の提案も行った。

時間的な制約もあり、ヒアリングの中でそれら個々の提案について実現するための具体的な課題の整理や手順の検討を行えるものでもなく、結果的に「検討する」との回答にとどまる傾向がみられた。これは裏を返すと「すぐには判断できない」という担当課の見解とも解釈できる。

このことについては、平成 26 年度及び平成 27 年度の外部評価報告書において担当課の姿勢の課題点として整理したが、外部評価の方法に起因する部分もあると考えられる。外部評価委員会の前身として実施された事業仕分けでもみられた共通の課題である。

３．進め方における課題

当委員会は町の附属機関※に位置付けられており、行政外部の視点からの評価及び検証を行うという役割を担っている。すなわち、町の評価に対し、妥当か妥当でないかの評価を行うことが当委員会の役割であり、それを町の方針や予算編成に反映させるかどうかの判断は、町に委ねられるものである。

附属機関という位置づけで外部評価を行う以上、町の方針への効力は限定的とならざるを得ないことから、方針の決定まで含め、外部評価の進め方について検討の余地があると考えられる。

※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」

５-２-２．内部評価における課題

１．成果指標の妥当性

指標は事業の進捗や成果を測るものであり、事務事業評価においては重要な判断要素であるとともに判断の根拠となるべきものである。しかしながら、この３年間において徐々に改善はみられているものの、特に成果指標は「妥当でない」の評価が多い項目となっている。

目的に対する効果を表すもの（アウトカム）が「成果指標」、それを達成するための活動を表したもの（アウトプット）が「活動指標」であり、本来「成果指標」は「成果目的」に対応し、「活動指標」は「事業の実施」に対応するものである。しかしながら、依然として単純なアウトプットを成果指標に設定する例がみられる。

このことは、効果が分からないまま継続している事業が多数ある状況とも言え、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体の責務を果たすためにも、アウトカムを示す適切な成果指標の設定が求められる。

図６．過去３年間の外部評価委員会における活動指標・成果指標の評価（事業数）

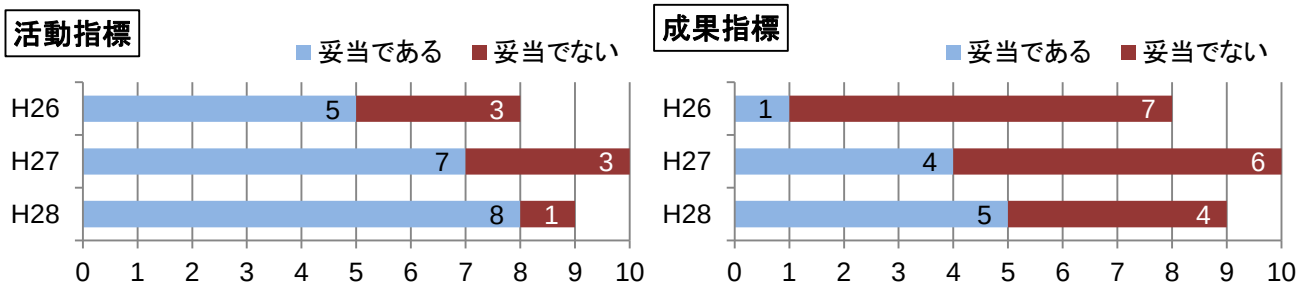

２．担当課による「方向性」「業務改善」「取組方針（改善方針）」の妥当性

外部評価委員会において評価を行った項目のうち、「方向性」、「業務改善」、「取組方針（改善方針）」の３項目については、事業の効果や達成状況を受けて担当課が打ち出した方針に対する妥当性を評価したものである。

これらの項目については、担当課において課題や改善しなくてはならない点を認識しているにも関わらず、担当課の方針が現状を維持する趣旨の内容であったり、軽微な改善にとどまる場合などに、それを委員会で「妥当でない」と評価したものとなる。３年間の外部評価委員会においては、27 事業 81 項目のうち、９事業 14 項目で「妥当でない」との評価に至った。

図７．過去３年間の外部評価委員会における方向性・業務改善・取組方針の評価（事業数）

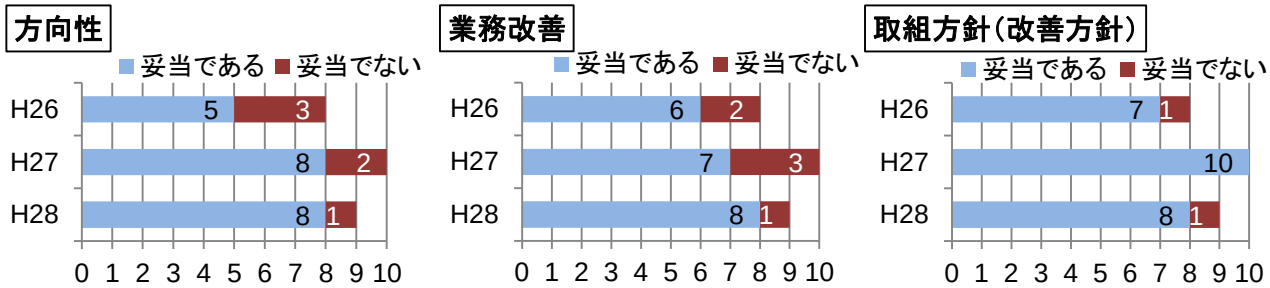

また、対象となった事務事業の中には、目的を達成するための手段として事業内容が妥当と考えているのか、事業で得られる効果に対してコストの妥当性を担当課がどう考えているかなど、その事業の根本に関わる部分について議論がなされたものもある。それらは、ヒアリングの時間的制約もあり、委員が納得するに至るまでの説明は得られないケースがあった。

本来、事務事業評価とは、必ずしも現状の事業の正当性を説明することに注力するものではなく、事業のコスト、効果、課題を踏まえ、改善の方針を検討するために実施されるものである。その上で効果を得ることが困難と考えざるを得ない場合には、課題や費用対効果を真摯に捉え、抜本的な改革の方針や事業廃止の判断もなされて然るべきであると考えられる。

３．「拡大して継続」への偏り

3 年間の外部評価で対象となった事業では、内部評価における方向性が、27 事業のうち 21 事業が「現行の規模で継続」、5 事業が「拡大して継続」、1 事業が「他事業と統合」であった。選定の過程で「休廃止」や「終了」の事業を評価対象から外したという要因はあったものの、すべてが現状維持ないし拡大志向の事務事業であった。

また、5-1. 外部評価委員会による効果（p44）で紹介したとおり、町全体の事務事業評価においても、「現状の規模で継続」の割合が減り、平成 28 年度においては全 284 事業のうち、「拡大して継続」の内部評価がされた事業が 56 事業、「終了」「休廃止」「縮小して継続」の内部評価がされた事業は合計で 19 事業となっている（下図参照）。

図８．平成 28 年度事務事業評価「方向性」の評価結果（単位：事業数）

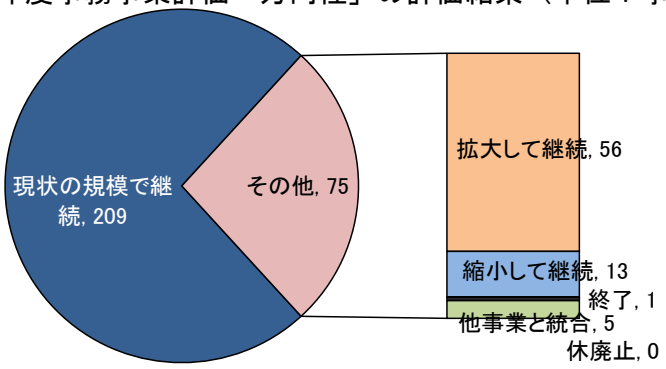

これは、担当課として業務を改善しサービスを拡充しようという前向きな姿勢の表れとも言えるが、一方で、予算や職員数の観点では事業の縮小や廃止についても同時に進めることも必要と考えられる。第 6 次総合計画を推進していく視点においては、町の施策を積極的に拡大していかなくてはならない部分が多分にあるとは考えられるが、均衡のある財政運営を将来的に維持していくためにも、拡大と縮小のバランスも必要である。

（参考）パーキンソンの法則

パーキンソンの法則とは、1958 年、シリル・ノースコート・パーキンソンが英国の官僚制を観察した結果に基づいて提唱した法則で、「公務員の人数（仕事）は増え続ける」というものである。公務員は業務多忙になると部下を増やして仕事を下ろそうとするが、そうすると、上司は部下の作った書類のチェックや部下を管理する業務が発生し、部下は与えられた時間を最大限使って仕事を増やしてしまう。したがって、すぐに仕事の量は飽和してしまい、「職員を増やす⇒仕事が増える⇒職員を増やす」という循環に陥ってしまう。場合によっては元々１人で行っていた業務が１つの部署にまで発展することもある。事務事業の拡大は組織の拡大にもつながる恐れがあるため、注意が必要である。

6. 提言

前章に記載のとおり、3 年間の外部評価を通して一定の効果が得られた一方で、外部評価及び内部評価の課題も浮き彫りとなった。

それらについては、今後も効果を持続させ、課題点を改善することを望み、特に次の事項に配慮し行政評価制度の運営に取り組まれることを提言する。

１．職員の改善意識の向上

・外部評価によって得られた事業の現状維持志向からの改善効果をさらに向上させるよう、職員への啓発及び研修を充実させること。

・積極的に事業内容を町民へ説明する機会を確保し、町民の目線に立って改善点を捉えることにより、職員一人ひとりの意識向上につなげること。

２．内部評価の継続的な精度向上

・引き続き適切な成果指標の設定や事務事業単位の適正化に取り組み、内部評価の精度向上を図ること。なお、評価にあたっては、事務事業の効果と社会情勢の変化を的確に把握し、縮小や廃止を含め適時適切な判断を行うこと。

・個々の事務事業は他の関連する事業と一体的に施策としての効果を発揮するものが少なくないことから、事務事業を施策目標に対する手段として捉え、より俯瞰的な視点からその妥当性を評価する仕組みを内部評価に取り入れる方法を検討すること。

３．外部評価の継続

・事務事業評価の客観性・透明性を確保するため、外部評価を継続して実施すること。なお、外部評価の実施にあたっては既存の組織の活用を含め、効率的な体制づくりを検討すること。

・外部評価結果に対する方針の決定にあたっては、全庁的な視点から検討する仕組みを構築し、住民にとって不可欠で無駄のない事業を展開するように努めること。

7. おわりに

行政評価の必要性は言われて久しく、従来の実施評価だけではなく成果評価（アウトカム）の重要性が言われています。本委員会は、平成 26 年度から 28 年度の 3 年間、阿見町が行っている事業を職員自身が適切に評価しているかについて、第三者の視点で点検をしました。事業実施者である行政の職員は、多くの課を異動しながら、その課が専門とする業務に精通する行政マンとして育ちます。事業評価については、業務を通して会得しているのが現状と思われます。本来は、国から降りてきた政策をその地域の特性に合わせ、地域住民に沿うように改変して提供することが重要ですが、国から言われた事業をそのまま行うことが行政の仕事だと思っていると、町民の暮らしを考えずに事業を実施することになります。それでは、町民にとって必要な事業とはならず、町民の生活から離れた政策の実現となり、十分な成果を上げることは難しくなるでしょう。自分たちが町民に行ったこと（事業）をチェック＝評価し、その成果を振り返り、成果が上がるように事業を臨機応変に変更していくことが必要です。日々刻々と変わる町民の生活と時代の流れに応じて、事業を改変し展開することは、よりよい事業展開、そして、よい成果につながり、ひいては職員のモチベーションの向上につながるでしょう。

本外部評価の実施により、職員の意識が変わったという成果もあり、今後も引き続きこのような機会を設けることは必要と考えます。行政にとって“町民は顧客である”という認識のもと、展開ができるよう、本外部評価結果が活用できると幸いに思います。阿見町が町民の皆さまにとって“住み続けたい街”となり、より一層発展いたしますよう、外部評価委員一同、心から願っています。

結びに、本外部評価を実施するに当たり、ご協力をいただきました町民の皆さま並びに関係各位の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 29 年 2 月

阿見町外部評価委員会　委員長　山口　忍

8. 資料

8-1．外部評価委員会要綱

阿見町外部評価委員会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，町が実施する行政評価について，外部からの意見を取り入れることにより，客観性及び透明性を確保するために設置する阿見町外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

（１）　町が実施した事務事業評価の結果に係る行政外部の視点からの評価及び検証に関すること。

（２）　その他町長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会の委員は，６人以内で組織する。

２　委員は，行政に関する識見を有する者その他町長が適当と認める者のうちから，町長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は，３年とする。

２　委員が欠けた場合は，補欠の委員を委嘱することができる。この場合において，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　委員は，再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に，委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は，委員の互選により選任し，副委員長は，委員の中から委員長が指名する。

３　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が必要に応じて招集し，委員長は当該会議の議長となる。

２　会議は，委員の総数の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　委員長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，総務部企画財政課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，外部評価の実施及び委員会の運営に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，平成26年４月１日から施行する。

（任期の特例）

２　第４条第１項の規定にかかわらず，最初に委嘱される委員の任期は，平成29年３月31日までとする。

８-２．委員名簿

平成 26 年度・平成 27 年度外部評価委員会委員名簿

役　職	氏　名	備　考
委員長	米倉　政実	学識経験者（茨城大学農学部教授）
副委員長	山口　忍	学識経験者（茨城県立医療大学看護学部教授）
	橋本　英之	民間企業の経営について専門的な知識を有する者（町監査委員）
	齋藤　光子	民間企業の経営について専門的な知識を有する者（町商工会理事 就任当時）
	吉原　一行	町行政改革推進委員（就任当時）
	井上　正道	公募による町民

平成 28 年度外部評価委員会委員名簿

役　職	氏　名	備　考
委員長	山口　忍	学識経験者（茨城県立医療大学看護学部教授）
副委員長	白岩　雅和	学識経験者（茨城大学農学部教授）
	橋本　英之	民間企業の経営について専門的な知識を有する者（町監査委員）
	齋藤　光子	民間企業の経営について専門的な知識を有する者（町商工会理事 就任当時）
	吉原　一行	町行政改革推進委員（就任当時）
	井上　正道	公募による町民

８-３．会議開催の経過

平成 26 年度

回	期日	主な議事
第 1 回	平成 26 年 6 月 18 日(水)	・委員長・副委員長の選出 ・外部評価委員会の趣旨と進め方 ・評価対象事業の選定
第 2 回	平成 26 年 7 月 17 日(木)	【事業ヒアリング】 ・広報事業　／　秘書課 ・徴税吏員催告徴収事業　／　収納課
第 3 回	平成 26 年 7 月 30 日(水)	【事業ヒアリング】 ・休日等サービス事業　／　町民課 ・区長等支援事業　／　町民活動推進課 ・庁舎維持管理事業　／　管財課
第 4 回	平成 26 年 8 月 25 日(月)	【事業ヒアリング】 ・人材育成事業　／　総務課 ・住民情報ネットワーク運営事業　／　情報政策課 ・固定資産税(家屋)賦課事業　／　税務課
第 5 回	平成 26 年 10 月 29 日(水)	・担当課による対応方針について ・報告書の作成 ・来年度の方針

平成 27 年度

回	期日	主な議事
第 1 回	平成 27 年 6 月 22 日(月)	・今年度の外部評価委員会の進め方 ・評価対象事業の選定
第 2 回	平成 27 年 7 月 29 日(水)	【事業ヒアリング】 ・給食食材調達事業　／　学校給食ｾﾝﾀｰ ・図書選定購入事業　／　図書館 ・公演会等委託事業　／　生涯学習課
第 3 回	平成 27 年 8 月 18 日(火)	【事業ヒアリング】 ・運営事業　／　予科練平和記念館 ・地域支援事業　／　健康づくり課 ・地域生活支援事業　／　障害福祉課
第 4 回	平成 27 年 8 月 24 日(月)	【事業ヒアリング】 ・町単位老人ｸﾗﾌﾞ補助事業　／　社会福祉課 ・通常保育事業　／　保育所 ・特定健康診査等事業　／　国保年金課 ・教育振興事務事業　／　学校教育課
第 5 回	平成 27 年 10 月 28 日(水)	・報告書の作成 ・来年度の方針

平成 28 年度

回	期日	主な議事
第 1 回	平成 28 年 6 月 27 日(月)	・今年度の外部評価委員会の進め方 ・評価対象事業の選定
第 2 回	平成 28 年 7 月 29 日(水)	【事業ヒアリング】 ・町民の森指定奨励事業　／　都市計画課 ・公園緑地整備事業　／　道路公園課 ・公共下水道整備事業　／　上下水道課
第 3 回	平成 28 年 8 月 12 日(火)	【事業ヒアリング】 ・経営所得安定対策事業　／　農業振興課 ・遊休農地解消・農地集積事業　／　農業委員会事務局 ・防犯対策事業　／　交通防災課
第 4 回	平成 28 年 8 月 31 日(水)	【事業ヒアリング】 ・消費行政推進事業　／　商工観光課 ・動物愛護事業　／　環境政策課 ・リサイクル事業　／　廃棄物対策課
第 5 回	平成 28 年 11 月 7 日(月)	・報告書の作成